

川崎市子ども・若者生活調査 (支援者ヒアリング)

調査結果

平成 29 年 6 月
川 崎 市

目 次

第1章 調査の概要

1 調査の目的・背景	3
2 ヒアリング実施方法等の概要	3
3 ヒアリング実施機関・施設等	4
4 ヒアリング実施結果に関する留意点	4

第2章 ヒアリング実施機関・施設別のヒアリング結果概要

1 区役所保健福祉センター保護課	5
2 区役所地域みまもり支援センター地域支援担当	6
3 児童相談所	7
4 公立保育所	8
5 各区・教育担当	8
6 ゆうゆう広場	9
7 定時制高校	9
8 乳児院	10
9 児童養護施設	10
10 児童家庭支援センター	11
11 こども文化センター・わくわくプラザ	11
12 母子生活支援施設	12
13 母子・父子福祉センターサン・ライヴ（ひとり親家庭支援）	12
14 コネクションズかわさき（就労支援）	13
15 だいJOBセンター（就労支援）	13
16 社会福祉法人青丘社（多文化交流・学習支援・定時制高校生徒自立支援）	14
17 NPO法人教育活動総合サポートセンター（適応指導・学習支援）	14
18 NPO法人フリースペースたまりば（フリースペース・学習支援・就労支援）	15
19 NPO法人キーパーソン 21（学習支援・キャリア教育支援）	16
20 NPO法人マイWay（就労支援）	16
21 民生委員・児童委員	17
22 保護司	17
23 青少年指導員	18

第3章 調査結果のまとめ

第1節 個別事例ヒアリングのまとめ

1 保護者の状況	19
（1）家事・金銭管理など、生活管理の状況	19
（2）就労の状況	21

(3) 疾病・障害等の状況	22
(4) 援助希求行動	22
(5) 保護者の成育歴等	23
2 子ども・若者の状況.....	25
(1) 愛着の形成と基本的信頼感.....	25
(2) 基本的生活習慣.....	27
(3) 保護者からの虐待	29
(4) 自己肯定感.....	31
(5) 学習内容の理解.....	33
(6) 不登校、非行、ひきこもり等の状況.....	35
(7) 進学への意識	36
(8) 将来の見通しや希望	37
(9) 若者の就労や生活の状況	40
(10) その他特徴として気づくこと	41
(11) 個別事例の子ども・若者の状況	42

第2節 「子どもの貧困対策」の推進に向けて

1 支援者の視点から見た子どもの貧困	43
2 現状の取組状況.....	46
3 必要とされるサービス・制度、連携のあり方	50
4 「子どもの貧困対策」の推進に向けて	57
(1) 「子どもの貧困」を捉える視点	57
(2) 保護者及び子ども・若者の発達段階ごとの状況.....	57
(3) 支援体制のあり方	58

第1章 調査の概要

1 調査の目的・背景

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となり、6人に1人の子どもが相対的貧困の問題にあるとして子どもの育つ環境の格差が問題となっている。また、困難な課題を抱えて、自立に支障をきたしている子ども・若者の増加も指摘されている。

そのような社会状況の中、子ども・若者施策の検討を進めるにあたっては、子ども・若者や子育て家庭の状況を的確に把握したうえで効果的な施策を充実していくことが重要であることから、子ども・若者のいる家庭での日々の生活や子どもの様子、保護者の子育ての悩みなどを把握することを目的に実態調査を実施した。

本調査は、市内の相談機関・支援施設等で支援業務に従事する職員を対象としたヒアリング調査として実施した。本調査の目的は、市民に対するアンケート調査では十分に把握できない、困難を抱える子ども・若者やその保護者の具体的な生活状況や、経済的困窮に置かれた背景要因、子ども・若者の育ちに関する課題等を、支援者のヒアリングを通して把握することである。

2 ヒアリング実施方法等の概要

行政の相談機関、児童福祉施設、本市の支援事業等を受託するNPO法人等の民間団体（34箇所）を訪問し、その職員に対して、支援者としての「子どもの貧困」に対する考え方、支援者からみた生活困窮家庭の生活の実態、支援者として今後必要だと考えるサービス・制度・連携のあり方を把握するために、以下の項目についてヒアリングを実施した。

- I 「子どもの貧困」に対する視点・考え方
- II 個別支援の対象者について
 - 【子どもの年齢・性別】【保護者の年齢】【世帯の状況（生活保護・児童扶養手当等）】
 - i 保護者の状況について
(生活の管理・就労・疾病・障害・援助希求などの状況等)
 - ii 子ども・若者の状況について
 - ① 乳幼児のいる世帯の状況について
(愛着関係・基本的生活習慣・虐待などの状況)
 - ② 小学生のいる世帯の状況について
(愛着関係・基本的生活習慣・虐待・不登校・自己肯定感・将来への見通しや希望などの状況)
 - ③ 中学生・高校生のいる世帯の状況について
(学習内容の理解・進学への意識・非行・ひきこもり・自己肯定感・将来への見通しや希望などの状況)
 - ④ 学校に在籍していない若者の状況について
(生活の管理・就労・自己肯定感・将来の見通しなどの状況)
- III 組織としての支援について
 - i 所属機関・施設の支援内容・強み
 - ii 今後必要だと考えるサービスや制度、連携のあり方

3 ヒアリング実施機関・施設等

支援者ヒアリングは、行政の関係機関、教育機関、児童福祉施設、川崎市が委託する事業を運営する団体、その他の民間団体など、以下に掲載する市内 34 箇所の関係機関・施設を対象として実施した。

《行政の相談機関等》

◎区役所保健福祉センター保護課※ ◎区役所地域みまもり支援センター地域支援担当※
◎児童相談所※ ◎公立保育所※ ◎各区・教育担当※ ◎ゆうゆう広場 ◎定時制高校

《児童福祉施設等》

◎乳児院 ◎児童養護施設 ◎児童家庭支援センター ◎母子生活支援施設
◎こども文化センター・わくわくプラザ※

《川崎市委託事業》

◎母子・父子福祉センターサン・ライヴ（ひとり親家庭支援）
◎コネクションズかわさき（就労支援） ◎だいJOBセンター（就労支援）

《民間団体等》

◎社会福祉法人青丘社（多文化交流・学習支援・定時制高校生徒自立支援）
◎NPO法人教育活動総合サポートセンター（適応指導・学習支援）
◎NPO法人フリースペースたまりば（フリースペース・学習支援・就労支援）
◎NPO法人キーパーソン21（学習支援・キャリア教育支援）
◎NPO法人マイWay（就労支援）
◎民生委員・児童委員 ◎保護司 ◎青少年指導員

※は複数箇所訪問

4 ヒアリング実施結果に関する留意点

- 個別事例については、必ずしも経済的貧困のみを課題として捉えているわけではなく、生活全体の困窮なども含めて、支援者として持つ「子どもの貧困に対する考え方・視点」に基づいてヒアリングを実施している点に留意が必要である。
- そのうえで、個別事例は、それぞれの支援者が持つ「子どもの貧困に対する考え方・視点」を踏まえて、支援者がその中の一つとしてケースを紹介したものであるため、保護者や子ども・若者の状況を把握する中で、紹介されたケースが全てのケースを代表するものではなく、一つ一つの支援ケースが独立した事実として存在する点に留意が必要である。

第2章 ヒアリング実施機関・施設別のヒアリング結果概要

第2章では、ヒアリング実施機関・施設別にヒアリング結果の概要を掲載する。

各機関・施設から聞き取った「支援内容」、「子どもの貧困に対する考え方・視点」について概要を掲載した。なお、個別事例の内容等、個人の特定につながる情報については、掲載を省略した。

1 区役所保健福祉センター保護課

実施日	平成29年2月14日	
対象	区役所保健福祉センター、地区健康福祉ステーション2箇所	
ヒアリング内容	個別事例	3箇所です計4件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 区役所保健福祉センター保護課及び地区健康福祉ステーションでは、生活保護受給世帯への経済的な扶助を行っている。 ケースワーカーが生活保護受給世帯を訪問して、家庭の状況を把握し、SOSやニーズをキャッチして、専門機関へつなぐ役割がある。 生活扶助、医療扶助の支援をしている他、ケースワーカーを通じて他の支援・制度に関する情報提供をしている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 貧困を抱える子育て世帯として、ひとり親（特に母子）家庭が想起される。母子家庭で、親の学歴や、労働スキル等により就労しにくい場合は、特に貧困につながりやすいという現実がある。 大きな傾向として、ひとり親、外国籍、多子世帯は、やむを得ず生活保護受給となることが多い。 親自身が育った環境に様々な困難を抱えていた場合、標準的な家庭生活のモデルを親として子どもに示せない例がある。 子どもの貧困というと、家庭にも学校にも社会にも居場所のない子どもをイメージする。

2 区役所地域みまもり支援センター地域支援担当

実施日	平成 29 年 2 月 8 日、平成 29 年 2 月 9 日、平成 29 年 2 月 10 日
対象	区役所地域みまもり支援センター地域支援担当 3 箇所
ヒアリング内容	個別事例
	支援内容
子どもの貧困に対する考え方・視点	

3 箇所ですべて 7 件の情報提供

- 地域支援担当は、地域の実情に応じて一定の地区を担当する保健師と専門多職種が連携した個別支援の強化と地域の支援、セルフケア意識の醸成や支え合いの地域づくり、個別支援の強化に向けて取り組んでいる。
- 主な業務は、健康づくり、介護予防、児童相談、要保護児童対策地域協議会、母子保健、地域包括支援センター関連会議、認知症対策、母子保健手帳の交付、乳幼児健康診査、子ども・子育てに関する相談支援である。

- 地域支援担当の窓口では、直接的な「貧困」を訴える市民は少ない。
- 経済的、金銭的な貧困というよりも、親から続く虐待の連鎖、「愛情に飢えている＝愛情の貧困」、「人との関わりも薄い＝関係性の貧困」をイメージする。
- 貧困の連鎖を絶えず、貧困から抜け出す方法が見つけづらい。抜け出すためのモデルも見つからず、親も後押しができない。
- 貧困が虐待やネグレクトにつながることが多い。生活が安定せず、虐待や発達の遅れ、不登校の問題につながってしまう。
- 生活保護や児童扶養手当などの制度につながらないような経済状況の家庭が存在する。また、生活保護を受給していても、家計管理ができず子どもに必要なお金が使われない家庭もある。
- 子どもが一人の人間として生きる権利が守られていない。学校等、本来通えるところに通えていないという印象がある。社会とのつながりがなく、家族だけで孤立している。
- 多子世帯、若年出産、外国人世帯、ひとり親世帯など、家族構成が単純ではないケースが多い。

3 児童相談所

実施日	平成 29 年 2 月 8 日、平成 29 年 3 月 13 日、平成 29 年 3 月 28 日	
対象	児童相談所 3 箇所	
ヒ	個別事例	3 箇所です計 5 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置され、原則として 18 歳未満の子どもとその子どもを養育する保護者への相談を行っており、市内に 3 箇所設置され、児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、保健師などの専門の職員が配置されている。 子どもの利益を最優先として、必要があれば家庭に介入して子どもを保護する。具体的には、調査や判定を行い、緊急に保護を必要とする場合や、生活指導を行いながら子どもの行動を観察する必要がある場合に、一時保護や児童福祉施設への入所措置を行うなど、児童虐待への対応について中心的な役割を担っている。
ア リ ン グ 内 容	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 金銭面だけではなく、生活そのもの、いわゆる「衣」「食」「住」が足りていないというイメージがある。基本的な生活に支援が届いていない。日中の活動も滞り、結果として、心身ともに健康でなくなっていく。そういう負の連鎖が貧困だと思っている。 親からの支援が不足している。親の要因に引きずられて自身も貧困になっている。また、親自身もその親から精神的な不安定さなどを引き継いでおり、養育能力が不足している状態となっている。 経済的な貧困だけではなく「関係性」の貧困でもあると考えており、家族間や地域との関係性がなく、困ったときにサポートしてくれる人がいない状態と捉えている。 子どもに大人としての見本となるモデルがないため、親になったとき、同じことを繰り返す負の連鎖が生じる。 経済的貧困とそれに伴う教育レベルの低下がある。経済的な貧困と親から子への関わりの少なさが多くのケースで見受けられ、子どもが将来像を描けていない。

4 公立保育所

実施日	平成 29 年 2 月 1 日	
対象	市立保育所 2 箇所、こども未来局子育て推進部保育総合支援担当	
ヒアリング内容	個別事例	3 箇所です計 7 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、市が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）のもと、市が設置し運営している。 保護者が就労や疾病などの理由で、0 歳～小学校就学前の子どもの保育が必要な場合に、子どもを預かって保育している。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 保育所では、生活リズムを整えたり、洗濯を保育所で行うなどの支援を行っている。 登園すれば保育所として支援ができるが、経済的に困るとそもそも登園しない状況があるため限界がある。 年齢に相応な基本的生活習慣が身につけていないことで、他児との関わりの中で自尊心を傷つけられているという子どもの思いを親に伝えている。 母親が子どもと向き合えるよう支援をしているが、母親本人がそれを一切受け付けられない傾向も見受けられる。 一定収入はあるが、子どもにお金をかけていない家庭というイメージを持っている。 住まいの状況、多子世帯の生活の状況、身なりの状況で貧困の状況が見えてくるといイメージがある。

5 各区・教育担当

実施日	平成 29 年 2 月 13 日、平成 29 年 2 月 15 日、平成 29 年 2 月 16 日、平成 29 年 3 月 16 日	
対象	教育委員会事務局学校教育部 区・教育担当（3 箇所）	
ヒアリング内容	個別事例	3 箇所です計 6 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所に区・教育担当が配置され、指導主事が地域の学校についての相談、学校運営の支援、スクールソーシャルワーカー（SSW）の各学校への派遣を行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 「生活保護＝貧困」とは思っていない。衣食住が十分に満たされていない、子どもが食べることができないなど、子どもにお金をかけられていない状態と考えている。背景に保護者の障害がある場合がある。 経済的に困窮している状況を行政は把握しているし、生活保護等の支援も受けているものの、それが子どもの生活に反映されていない状況というイメージがある。 定時制高校に通う生徒の中には、家庭の経済状況が苦しく、親からの経済的援助を受けられず、働きながら勉強を続けている生徒が多い。

6 ゆうゆう広場

実施日	平成 29 年 3 月 9 日	
対象	総合教育センター	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうゆう広場は、市内 6 箇所にある適応指導教室である。 ・ 川崎市内に住む小中学生で、心理的な理由や様々な事情で不登校の状態になっている子どもたちを対象とし、小集団による体験や学習活動等を通して、子どもの状態の改善を図る支援を行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何らかの理由で、保護者が対応しきれない状況がある家庭であり、保護者に対しても支援が必要な状態と考えている。 ・ 交通費がないなどの理由でゆうゆう広場にも来ることができない子どもや生活リズムが不安定で学習習慣を身につけるのが困難な子どもをイメージする。

7 定時制高校

実施日	平成 29 年 2 月 23 日	
対象	市立の定時制高校	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立の定時制高校は市内に 4 箇所存在する。 ・ 修業年限は 4 年間で、概ね夕方から夜間の時間帯で、1 日 4 時限の授業となっている。 ・ 授業の開始前に給食を提供している学校もある。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定時制高校に通う生徒の特徴として、子が親を養う家庭が多い。そのため、勉強に手が回らなくなり退学してしまう例がある。生徒を卒業させて、正社員として就労させたいが難しい状態である。 ・ 生活保護受給にたどりつけない家庭が存在する。 ・ 親が自分の生活優先で、子どもまで手が回らない状況がある。 ・ 意欲の面でも経済的な面でも、課題のある家庭で育つと、子どもの学習まで手が回らず、子どもに貧困が連鎖する。

8 乳児院

実施日	平成 29 年 2 月 21 日	
対象	乳児院	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院は児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つで、市内に 2 箇所設置されている。 ・ 様々な状況により家庭で養育できない乳幼児を預かり、安定した養育の場を提供することを目的としている。 ・ 特定の人との愛着形成がなされるよう、できるだけ家庭生活に近い状況で個々の子どもに合った生活を営むことができるよう支援している。また、様々な機関と連携して、家庭復帰ができるよう家族支援も行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近の入所傾向から、生活保護から自立することができず、生活保護の受給が連鎖する家庭が多い。母親が施設の出身者であるケースが多い。

9 児童養護施設

実施日	平成 29 年 2 月 24 日	
対象	児童養護施設	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設は児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つで、市内に 4 箇所設置されている。 ・ 保護者のいない子どもや、家庭で養育することが適当ではないと判断された子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導・学習指導・家庭環境の調整を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援している。 ・ 入所児童については、子どもの最善の利益を保障することで子どもの権利を守る観点から、安心して安全に暮らせる生活の場を確保している。 ・ 保護者に対しては、家庭支援専門相談員、心理療法士、保育士等の専門職が、適切な関わり方を提示しながら親子関係を継続あるいは修復し、家庭復帰に向けて支援している。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣食住の不足が子どもへ不利益をもたらしている家庭と考えている。 ・ ネグレクト、育児放棄の状態にある子どもや家庭をイメージしている。

10 児童家庭支援センター

実施日	平成 29 年 3 月 2 日	
対象	児童家庭支援センター	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援センターは、0 歳から 18 歳未満までの子どもの子育てや養育に関する相談を受け付けており、市内 6 箇所を設置されている。 相談事業の他、子育て短期利用（ショートステイ、デイステイ）事業の窓口、在宅での子育て支援を行っている。 配置されている専門職による相談が可能である。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣や健康、権利、サービスなど子どもにとって当然守られるべきものが守られていない状態と捉えている。 必要最低限のものが得られていない状況と考えている。

11 こども文化センター・わくわくプラザ

実施日	平成 29 年 2 月 28 日、平成 29 年 3 月 6 日	
対象	こども文化センター 2 箇所	
ヒアリング内容	個別事例	2 箇所で計 3 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> こども文化センター（児童館）は、児童の地域での遊びの拠点として、また児童の健全育成を目指して設置されている。 こども文化センターの利用対象者は、0 歳から 18 歳未満までの子どもと、青少年の健全育成や市民活動に携わる地域住民である。 わくわくプラザは、放課後・土曜・長期休業日など、利用を希望する小学 1 年生から小学 6 年生が、わくわくプラザ室を中心に、遊びを通じて、仲間づくりを図っている。 わくわくプラザは、市内のすべての公立小学校に設置されている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ネグレクト状態の子ども、衣食住が乱れている子どもをイメージする。 「貧困」と聞くと、「低所得」という単語を思い浮かべる。ただ、「子どもの貧困」については、両親のどちらかに生活能力がなければ、子どもに負担がかかってくるというイメージがある。 子どもであれば、本来当然に受けられるもの（愛情等）が受けられていない。 親が非正規雇用だと、収入が低いため、ゲーム機等まで手が届かない。お金だけの問題ではなく、子どもらしく生活できる環境下にはない子どもを「子どもの貧困」と捉えている。

12 母子生活支援施設

実施日	平成 29 年 2 月 27 日	
対象	母子生活支援施設	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 母子生活支援施設は、18 歳未満の子どもとその母親を保護し、自立の促進のためにその生活を支援する入所施設である。 日常生活への援助や、就労に向けての自立支援のほか、一時保育やクラブ活動など、子どもの健全育成のための活動を行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 受験生などは塾の利用の必要性を感じるが、生活保護世帯、母子家庭では経費の捻出が難しい現状がある。 母親の家計管理、経済観念の問題が子どもの学費の捻出や食料を含む生活の質に影響する。 母子家庭でも、離婚後に養育費が受け取れるケースは少数で、自活を望んでも家事、育児があり就労日数や時間に限界があるため、世帯収入が低くなる傾向がある。

13 母子・父子福祉センターサン・ライヴ（ひとり親家庭支援）

実施日	平成 29 年 2 月 28 日	
対象	母子・父子福祉センターサン・ライヴ	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴは、市内の母子・父子、寡婦福祉の総合拠点として設置されている。 相談事業、各種講演会・講習会事業、情報サービス事業を実施することで、ひとり親家庭の生活の安定をサポートするとともに、地域における活動が活性化されるよう地域拠点施設としての役割を果たしている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 就労する力がついていないことにより生活が厳しい家庭が多い。就労を続けていても給料が上がらない、スキルが積み重なっていない仕事に就いている。 どんなに働いても生活に余裕がなく、保護者は子に対する愛情はあるが、実際には手をかけられない家庭と捉えている。

14 コネクションズかわさき（就労支援）

実施日	平成 29 年 3 月 14 日	
対象	コネクションズかわさき	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 働くことについて悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの若者が就労に向かえるよう、職業的自立のための総合相談窓口を提供している。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯が多いが、生活保護は、一旦受けるとスパイラルになってしまう。自分たちが支援することで、負のスパイラルを断ち切ることができればと常に思っている。 子どもの貧困というと、絶対的貧困ではないという認識はあるし、実際に現場での肌感覚もある。 子どもの貧困とは、周囲との関係性が途絶えていること、経験する機会が奪われていることだと思っている。関係性と経験の機会が奪われることで、貧困に陥り、一旦そのサイクルに入ると、なかなか抜け出せないイメージがある。

15 だいJOBセンター（就労支援）

実施日	平成 29 年 3 月 22 日	
対象	だいJOBセンター	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> だいJOBセンターは、失業等の経済的な問題とともに、うつ病や人間関係がうまくいかない等の精神的な問題、家賃を滞納している等の住まいの問題、借金をしている等の債務や法律の問題など、様々な課題を抱え生活に困っている人の支援を行う相談業務を行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 貧困のためにいろいろなものを剥奪されている。物質の剥奪や特に機会の剥奪の影響が大きい。 食べ物、着る物が無い、学習能力が足りない、親子関係がうまくいっていない、外部とのつながりが遮断され孤立しているなどの状態をイメージしている。

16 社会福祉法人青丘社（多文化交流・学習支援・定時制高校生徒自立支援）

実施日	平成 29 年 2 月 23 日	
対象	ふれあい館	
ヒアリング内容	個別事例	3 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあい館は、日本人と在日外国人が、子どもからお年寄りまで、市民として相互にふれあい、交流をするための場所である。 ・ 基本的人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、ともに生きる地域社会を創造するため、こども文化センターとふれあい館を統合した施設を川崎市が設置している。 ・ 主な事業として、子どものあそび指導と行事の開催、子どもの文化学習サークルの育成、障害のある子どもの父母との連携事業、共に生きるための啓発活動、学校訪問事業などがある。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人支援における貧困という視点から、在留資格の問題は大きい。在留資格が安定しないと生活保護受給の資格がなく、経済状況が良くならない。 ・ 経済的な困難のほか、様々な困難を抱えた家庭と捉えている。困難というのは、家の中の暴力、親の離婚、親の自死などで、心の傷や「しんどさ」が次の世代へ連鎖している。

17 NPO法人教育活動総合サポートセンター（適応指導・学習支援）

実施日	平成 29 年 3 月 31 日	
対象	NPO法人教育活動総合サポートセンター	
ヒアリング内容	個別事例	2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人教育活動総合サポートセンターでは、不登校やひきこもり等、学習不振になっている子どもたちに対して、学習の機会や学習相談、その他いろいろな相談ができる場所を提供している。 ・ 支援者に元教師が多く、多様な子どもを見てきた経験を活かして、学習を通して、学習面にとどまらない子どもの支援をしている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困については、経済的な要因もあるが、子ども自身の心の問題が大きいと思っている。 ・ 社会保険に入るため、生活保護をもらわずに頑張っているひとり親がいる一方で、心の問題からお金を使う優先順位が通常感覚と違う人もいる。 ・ 経済的な側面では、生活保護世帯よりも生活困窮世帯のほうが深刻である。 ・ 経済的な状況よりも、貧困の原因が家庭の不和にあるケースがある。家庭内もギスギスして、子どもの心の貧困が生まれているように思う。

18 NPO法人フリースペースたまりば（フリースペース・学習支援・就労支援）

実施日	平成 29 年 2 月 27 日
対象	NPO法人フリースペースたまりば
ヒアリング内容	個別事例
	3 件の情報提供
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人フリースペースたまりばは、学校や家庭・地域の中に居場所を見出せない子どもや若者及びその保護者を対象に、誰もが安心して過ごせる居場所づくりのため、学校外の多様な学びや生き方を支援し、不登校・ひきこもりなどで悩む本人や家族の援助、保護者・教育関係者・学生・市民の交流や情報提供などの活動を行っている。 ・ 主な事業として、不登校・ひきこもりなどの相談・援助、子どもたちによる自主企画活動の支援、機関紙の発行、民間のフリースペースや学校・児童相談所などとの連携、シンポジウム・講演会の開催などを行っている。
子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が何らかの理由で養育に困難を抱えている状況にあり、その子どもが生まれたときから 20 歳までに支援が行き届かないまま、学齢期に不登校となり、引きこもり状況になっている若者たちが少なくないと感じている。 ・ 保護者自身が何らかの困難を抱えていて、子どもに起きている問題には対応できないケースも多く見かける。保護者自身も早くに結婚・離婚して母子家庭になったというケースにも出会ってきた。就労と子育てを両立することが難しく、最初は頑張っていたが病気などになって生活保護の受給に至るといったケースも少なくない。 ・ 子どもの貧困に関する相談は母子家庭が多く、父子家庭はまれである。 ・ 「つながり」がないことだと思う。親と子がどういったつながりを持っているか、SOSを発信できる関係性を持っているか、そこに尽きると思っている。 ・ 昨今、「自立」という概念が厳しくなっていると感じている。孤立する人が増える中、なんでも自分でやらなければならない状況になっている。自立とは、他者に適度に頼れることであると考えており、現在のつながりが絶たれている状況を貧困であると捉えている。 ・ 経済的に貧困であるということは、さまざまな困難な状況に波及する可能性があるということと考える。生活保護ではなく、生活困窮状況にある家族ケースについては、現在経済的に厳しい状況というだけではなく、何かをきっかけに、困窮状況になりうる層をイメージする。そういう層の人たちは、自分の困難な状況をしっかり把握できずに、さまざまな福祉的支援の選択肢や手続きについての情報も不足していて、より困難な状況になってしまうケースも少なくない。 ・ 必要な時に必要な支援を受けられるということが一番重要である。生活保護を受給していない生活困窮世帯の子どもたちは、ケースワーカーが関わることもないので行政からの支援が届きづらく、とても気になっている。生活保護を受けている人を対象にするだけではなく、生活困窮世帯に対して、本当は支援を届ける仕組みが必要である。支援が必要な人に支援が届かないこと自体が、社会の側の貧困ではないかと思っている。 ・ 過去に支援していた子どもが話していた言葉で、とても印象的な言葉がある。「俺の家は貧乏だけど、貧困じゃないって思うんだよ。だってここには、こんなにつながっている仲間がいるじゃん。」

19 NPO法人キーパーソン21（学習支援・キャリア教育支援）

実施日	平成29年3月2日	
対象	NPO法人キーパーソン21	
ヒアリング内容	個別事例	2件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人キーパーソン21は、主に小学生、中学生、高校生世代を対象に、様々な職業の社会人との交流の場を提供し、子どもたちが自分の将来について考えるきっかけをつくり、視野を広げ、社会進出と自立心の醸成に取り組んでいる。 ・ また、青年からシニア世代の市民に対し社会参加の支援を行っている。 ・ 主な事業として、子どもの健全な育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動を実施している。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭で子どもが1人でいて、寂しい姿をイメージする。誰かに相談したり、話をする機会がなく、親が頑張っているので自分も我慢をしなければいけないというイメージがある。 ・ 生活困窮家庭の子ども自身は普通の子どものと一緒に思っている。ただし、所得が少ない、親が病気だったり、生活環境に様々な課題を抱えている。 ・ 貧困の状態にある子どもにチャンスを与えてあげなくてはならないと思っている。

20 NPO法人マイWay（就労支援）

実施日	平成29年3月7日	
対象	NPO法人マイWay	
ヒアリング内容	個別事例	2件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人マイWayは、就労を希望する65歳未満の障害者の方に「就労移行支援」と「就労継続支援」を行っている。 ・ 一人ひとりの違いをしっかりと受け止め、その人にあった「道」に進んでいてもらいたいとの願いをこめて「マイWay」と名付けられた。 ・ 主な支援事業として、相談支援（面談・電話連絡）、職場訪問、企業支援（情報交換、連絡調整、障害者雇用の啓発）、OB・OG会の開催、フォローアップ講座を実施している。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道から受け取る情報として、お腹を空かせている子どもや、教育を十分に受けられない子どもなどの状況をイメージする。 ・ ケースとして母子家庭が多い。子どもがまだ小学生・中学生の場合が多く、子どもと母親の関係が親密で共依存のケースもみられる。 ・ 父子家庭の父親は家庭内で子どもとの関係が切れている場合や支配的な関係もみられる。 ・ 生まれた時から、生活保護を受けて育っているので、働くことや社会との関わりにおいて、未熟さや本人が常識と思っていることにズレを感じることもある。

21 民生委員・児童委員

実施日	平成 29 年 3 月 6 日、平成 29 年 3 月 8 日	
対象	民生委員児童委員協議会、主任児童委員部会	
ヒアリング内容	個別事例	2 箇所です計 2 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、地域において、高齢者・障害者・子育て中の家庭、生活困窮家庭など生活のことで悩みを持っている人に対し、相談にのったり、支援を行っている。 また、必要に応じ、行政や関係機関との調整やパイプ役を担っている。
子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 食が満たされていない子どものイメージを持っている。学校給食が栄養源となっている子どももいる。 親の生活環境が子どもの生活に影響を及ぼしている。親の低収入が教育格差の原因となっている。 相対的貧困は目に見えない、表向きには表さない、隠しているという印象もある。 生活保護世帯はなんとか生活できるが、問題はそうでない世帯と考えている。 経済的な問題とネグレクトの問題の両方がある。親が子どもを教育して育てていこうという意識が乏しく放任している気がする。 頼って欲しいと手を差し伸べるが、なかなか扉を開いてくれない。 	

22 保護司

実施日	平成 29 年 3 月 10 日、平成 29 年 3 月 24 日	
対象	保護司会協議会	
ヒアリング内容	個別事例	1 件の情報提供
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 保護司は、保護司法に基づき社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者の更生および改善を助けるとともに、犯罪予防のため、世論の啓発に努め、個人および公共の福祉に寄与することを使命とし、様々な活動を行っている。 主な活動として、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防の講演会等を開催している。
子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> 保護司として心がけているのは、子どもが普通の生活ができるように仕向けることである。朝起きたら顔を洗ってご飯を食べて、学校へ行って、という普通のことができるようにしてあげたいと考えている。 保護司が関わる子どもは、普通の生活が小さいときからなされていない。赤信号を無視して突っ込むような、普通のことのできない子どもは、小さいときから、一緒にご飯を食べて、風呂に入って、遊ぶ、そういう経験がない。 食べるものがなくて万引きしようとしても、親の顔を思い出して止まることもあるはずだが、家庭に温かい思い出がないから実行してしまう印象がある。 なぜ寒い日の夜中に外に出てコンビニの前にいるのかというと、家に居場所がないからである。子どもに「止まり木」がない。 家の中の雰囲気は親しか作れない。親のちょっとした考え方の違いでそうになってしまう。親の教育が大事である。子どもは親にされたことを、自分の子どもにもしてしまう。 日常生活において、食事や衣服に困っている家庭、子どもの居場所が確保されておらず、家庭の機能が十分でない家庭と捉えている。 	

23 青少年指導員

実施日	平成 29 年 3 月 17 日	
対象	青少年指導員連絡協議会	
ヒアリング内容	個別事例	提供なし
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年指導員は、地域社会で青少年の健全育成活動を積極的に推進するため町内会・自治会等地域の自治組織、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、さらにはスポーツ推進委員、民生委員・児童委員など地域の青少年指導者と連携をとりながら、地域ぐるみで青少年を育成するための活動をしている。 ・ 主な活動として、青少年の体験活動の促進、青少年団体の育成と支援、青少年に望ましい地域づくり、青少年に関する相談と対応などを行っている。
	子どもの貧困に対する考え方・視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護を受けていなくてもギリギリの生活をしている人がいる。 ・ こども文化センターに毎日同じ服を着て来る子どもがいるが、職員がおかしいと思ってもなかなか聞けない。 ・ 貧困の子どもは、自己肯定感が低く、非行などのリスクがある。家庭にも地域にも居場所がない子どもたちで、居場所があれば、そのような方向には進まないのではないかと思う。 ・ 昔であれば、「貧乏でも心が豊かなら」と頑張れたが、今はそうはいかない。

第3章 調査結果のまとめ

第1節 個別事例ヒアリングのまとめ

第3章第1節では、ヒアリング実施機関・施設にヒアリングした個別事例の子ども・若者やその保護者の生活状況や、子どもや若者の育ちに関する状況を掲載する。個別事例ごとの詳細は掲載せず、ヒアリングの質問項目別に、子ども・若者の成長段階別に区分して、結果概要をまとめた。

1 保護者の状況

(1) 家事・金銭管理など、生活管理の状況

個別事例のヒアリングでは、保護者の家事や育児、家計管理を含めた生活管理の状況について把握を試みた。家事、育児、家計管理等ができない保護者の中に、障害や疾病、精神疾患を抱えているケースが複数把握された。

育児ができないと指摘された例では、子どもに食事を十分に与えられない、洗濯や入浴をさせていないなど清潔が保たれていない、保育所等への送迎ができないという課題が聞かれた。保護者が育児をすることができない、あるいは保護者が家を空けてしまうケースで、きょうだいの世話を子どもがしているというケースが複数挙げられた。金銭管理ができていない例では、水道や通信料金を滞納する、お金の使い方の優先順位に課題がある、子どもの貯金等に手を付けてしまう、祖父母に管理を依存する状況があることが聞かれた。

ヒアリング結果の概要

【生活管理ができています】

- 生活管理ができています、または、一定程度できています。(20件)

【家事ができない】

- 家事が全くできず、障害者用のヘルパーを利用している。
- 家の中は乱雑で安全な環境ではない。
- 片づけができず、家の中が足の踏み場がないくらい散らかっている。
- 病弱で家事はできていない。子どもの食事の内容が貧しい。
- 整理整頓ができず、職員がサポートしている。
- 病気があり、ほぼ一日寝ている状態で、家事は誰もやっていない。
- 家事がまったくできていない。週3、4日ヘルパーの家事支援を受けている。
- 障害が理由で、ほとんど家事ができていない状態である。
- 洗濯物をいつ干したのかもわからないし、いつ作ったのかわからないような腐ったご飯があるなど、部屋が乱雑である。

【育児・子どもの世話ができない】

- 子どもの衣服の着せ方も、保健師等が指導して、なんとかできるような状況になった。
- 子どもがちゃんとした食事を与えられていない等の話をよく聞く。母が妊婦ということもあって、昼まで寝ていることが多く、3食をきちんと与えていない状況がある。
- 時々子どもの衣服に汚れがある、忘れ物が多いなど家事は苦手な様子である。

ヒアリング結果の概要（続き）

【育児・子どもの世話ができない】（続き）

- ・ 日中寝ていて、子どもが食事もせずに一日を過ごすことがある。時々子どもがお金を持ってコンビニで昼食を買って食べていた。
- ・ 子どもの世話が全くできていない。子どもの髪の毛が汚いし臭いもひどい。服も毎日同じものを着ている状況である。
- ・ 基本的な生活習慣が身についておらず、お風呂に1週間に1回くらいしか入らない生活をしている。
- ・ 保護者がアルコール依存であり、炊事等は一応していたものの、養育困難な状況であった。

【子どもが家事・育児をしている】

- ・ 親の抑うつ状態が長く続いており、家では寝たきり状態で、子どもが家事をしている。家事ヘルパーも入っている。
- ・ 小学生の姉が妹（未就学児）の育児をしており、学校に行かせてもらえない状況なので、生活の管理ができているとは言えない。生活面について、小学校低学年の妹の面倒を中学生の姉にみさせている。
- ・ 中学生の子どもが下のきょうだいの世話をしている。保険証は持っておらず、歯が痛くても通院できない。
- ・ 母親が病弱で体調に波があるので、具合の悪いときは、成人した子どもが母親の面倒や家事を行っている。

【保護者が家を空ける】

- ・ 母親が自宅に何日も帰ってこないことがある。金銭管理はできておらず、子どもたちが家事をしている状態である。
- ・ 生活の管理ができていないとは言えないが、保護者が何日も家を空けて帰ってこないことがある。
- ・ 保護者がお金を置いて異性の元へ行ってしまう。子どもだけでほぼ暮らしている様子である。

【金銭管理ができない】

- ・ お金がないと子どものお年玉を使うことがある。お金の使い方の優先順位がおかしい。
- ・ 世帯主である父親が生活費を出していない。母親も精神疾患があるため、家庭が機能不全に陥っている。
- ・ 母親が自宅で家事ができていない。スマートフォンを家族それぞれが所持しており、扶助費が通信料金に取られている。
- ・ 時々保育料の督促があるなど、金銭管理はできていない。
- ・ 職員のサポートなしでは、金銭管理が難しい。欲しいものが我慢できない。
- ・ 子どものアルバイト賃金の貯蓄を親が使い込んでしまった。
- ・ 以前はギャンブルのため、たびたび公共料金の支払いが滞る状況があったが、現在は困窮するほどではなくなった。
- ・ パチンコ好きで生活費は少なく、金銭管理はできていない。生活が崩れるくらいお金を使っていた。

ヒアリング結果の概要（続き）

【祖父母に生活管理を依存している】

- ・ 金銭面では、祖母の援助に依存している状態となっている。
- ・ 生活の管理はできていないが、生活全般の管理は祖父母がしている。
- ・ お手伝い程度に家事をしており、祖母が家計をすべて取り仕切っている。

（２） 就労の状況

個別事例の対象となった保護者の就労状況は、ひとり親世帯のケースでは半数近くが働いていない状況であった。また、就労している場合には、障害者施設での軽作業や、アルバイトやパートという非正規雇用が中心となっていることが把握された。両親のいる世帯においても、両親のいずれかが正規雇用で就労しているケースは少数であることが確認された。

ヒアリング結果の概要

【ひとり親世帯の状況】

- ・ 働いていない。(16件)
- ・ アルバイト・パート・日雇いで働いている。(8件)
- ・ 障害者施設での軽作業を行っている。(5件)
- ・ 正規雇用・フルタイムで働いている。(1件)
- ・ 非正規雇用・フルタイムで働いている。(1件)

【両親のいる世帯の状況】

- ・ 父親、母親ともに職に就いていない。(3件)
- ・ 父親、母親のいずれかが正規雇用（フルタイム）で働いている。(7件)
- ・ 父親、母親の両方かいずれかが就労しているが正規雇用ではない。(10件)

【その他】

- ・ 祖父母が就労している。

(3) 疾病・障害等の状況

個別事例の対象となった世帯では、約半数の保護者について、障害があるかその疑いがあることが把握された。また、持病で入院しがちであったり、何らかの依存症を持っていたりするなど、健康状態に課題があるという事例も多く聞かれた。また、両親ともに、疾病あるいは障害を抱える世帯もあり、両親による子どもの養育が困難である状況がうかがえた。

ヒアリング結果の概要
【保護者に疾病・障害等はない】 <ul style="list-style-type: none">○ 保護者に疾病・障害はない。(12件)
【保護者に疾病、障害あるいはその疑いがある】 <ul style="list-style-type: none">○ 健康状態に課題がある。(14件) (疾病がある、入院している、病弱である、薬物・アルコール等の依存症の治療歴がある等)○ 障害あるいはその疑いがある。(30件)○ 精神疾患(うつ病、境界性人格障害、統合失調症、適応障害、パニック障害)、知的障害、発達障害がある。

(4) 援助希求行動

自分の抱える問題を解決できないときに、身近な家族や友達、専門家、行政機関などに相談したり、助けを求めたりすることが必要なことがある。他者に助けを求めることを「援助希求行動」という。

個別事例の保護者に援助希求行動があるか(支援を求めることができるか)を確認したところ、自分の抱える課題を整理して自ら相談ができる例は少数で、自らの課題を整理することができない例が多く把握された。

また、支援者が、子どもの育ちの観点から子どもへの支援が必要であると捉えている一方で、援助希求行動がない(支援を求めることがない)保護者の中には、自身の家庭の状況に課題があると考えておらず、保護者と支援者の認識に大きな隔たりがあるという事例も確認された。保護者が支援の必要はないと考えている場合には、子どもに必要な支援が届かない要因の一つとなっていると考えられる。また、現状に課題があると考えていても、他者に助けを求めることのできない孤立した状況にある保護者も存在することが把握された。

ヒアリング結果の概要
【援助希求がある】 <ul style="list-style-type: none">・ 援助希求があり、課題を整理して相談ができる。(6件)・ 援助希求はあるが、自分の課題を整理してSOSを出せる程度ではない。(11件)・ SOSを出すことはできるが、自分本位(自己中心的)なところがある。(2件)・ SOSはあるが、訴えがコロコロと変わる。本当はどうしたいのかわからない。・ 自分の欲求には答えて欲しいというSOSはある。・ 援助希求は強いが、自分に強い子育て観があり、現実と折り合っていない様子がある。・ 生活保護費の値上げ要求等のSOSはあるものの、子どものことについてはまったくなかった。・ 子どもの問題(家庭内暴力、不登校)について、相談がある。(2件)

ヒアリング結果の概要（続き）

【援助希求がない・なかった】

- ・ SOSを出すことはない。今の生活に問題がないと思っている。（13件）
- ・ 課題認識はあるが、SOSを周囲に出せないタイプである。（3件）
- ・ 自分に悪い面があったという認識はあるが、生活面に課題があるという認識はない。
- ・ 自分たちの生活に課題があると認識はしているが、曖昧な部分はある。また、話の内容を整理できない。子どもと向き合うときは真剣に向き合うが、構わないときは放置するなど、ムラがある。
- ・ 積極的な援助希求はないが拒否的ではない。家庭訪問は可能であるが、受動的である。全体的に緩慢になっている印象がある。

【その他】

- ・ 過剰なほど発信能力はある。行政の公的支援について調べ尽したり、ケンカ腰で強い要求行為をしたりする。
- ・ 援助希求はないが、行政に対して要求するタイプである。（2件）
- ・ 養育困難で子どもが措置されたことに関して、保護者自身の理解はある。

（5） 保護者の成育歴等

保護者自身が子どもの頃に貧困であったこと、子どもの頃に虐待を受けたこと、配偶者から暴力を受けたことなどが挙げられた。また、保護者の対人関係や親子関係について、良好な関係を築きにくいという課題があった。

ヒアリング結果の概要

【貧困の連鎖】

- ・ 実家も貧困であり、保護者も高校へ進学していない。貧困の状況が連鎖しているが、本人としては、この状況を「こんなものだろう」と思っているようである。

【親からの虐待や配偶者からのDVを受けた経験がある】

- ・ 母親、父親ともに再婚同士である。母親はDVが原因で離婚しており、父親もDVが原因で前妻と離婚している。
- ・ 妊娠前、父親から母親への暴力があった。
- ・ 親自身が自分の父親から虐待を受けた経験があり、父親から逃げるために家出し、男性宅を泊まり歩いていた。
- ・ DVで離婚した過去があり、現状について、自分はDVで大きな傷を受けてこうなったと言っている。
- ・ 3年前にDV被害があり、現在は調停離婚済みである。
- ・ 我慢強い性格で、金銭面も夫の暴力も「私さえ我慢すればいい」と自分を抑えてしまっている。

ヒアリング結果の概要（続き）

【親子関係に課題がある】

- ・ 子どもや支援者への依存意識が強い。保護者としての意識は希薄である。
- ・ 親として子にやるべきことをしていない。やらなければならないことは自覚しているが、「できない」と言っている。
- ・ 子どもの話に及ぶと怒り出し、訪問に行っても子どもに会わせてくれない。
- ・ 養育力が不足しており、子育ては祖父母が担当している。
- ・ 子どもに対して常に否定的で、ポジティブな言葉を子どもにかけてあげることはなかった。
- ・ 生活は安定しているものの、どうしても子どもに手が出てしまったり、よくモノが飛び交うと聞いている。一般的な親子関係としての距離感がおかしい。
- ・ 子育てに忙しい。子どもとの距離感が近い。
- ・ 仕事が大変で、子どもに手が掛けられないようだった。
- ・ 子どもに対する当たりが強いので、子どもも怒られるというイメージを持っており、ビクビクしているときがあった。
- ・ 夫婦の不仲が子どもに影響を与えている。

【対人関係をうまく築けない】

- ・ 中学生時代にいじめにあっていた。対人関係をうまく築けない。
- ・ 父母ともに育ちの問題があり、それぞれに異なるこだわりがある。家庭の中でなかなか関わりが深まっていけない。
- ・ 感情の起伏が非常に激しい。
- ・ 男性に依存する生き方を続けている。（5件）

【その他】

- ・ 生活の力がなく、子育てだけでなく生活全般の支援が必要だと感じた。
- ・ 理想が高く、現実とのギャップに揺れている様子がある。
- ・ 保育所の忘れ物が多く、保育所からの説明をあまり理解していない状況が見受けられる。
- ・ 小学校のPTA活動に参加するなどの対外的な面と家庭内での様子が異なっていた。
- ・ 就労が長続きしない。
- ・ 外国にルーツがある方のため、日本語の理解が難しい。子どもが教えたり、代わりに字を書いたりしている。
- ・ 就労意欲はあるが、病気が壁となっている。

2 子ども・若者の状況

(1) 愛着の形成と基本的信頼感

「基本的信頼感」は、子どもが健やかに成長し、他者と関わる社会生活を送るための土台となるもので、保護者等の身近な人から愛されている、大切にされていると感じ、情緒的な絆（愛着関係）を築くことで形成されていくと指摘されており、乳幼児期の発達の過程で育まれることが望まれる。

個別事例のヒアリングでは、乳幼児、小学生のいる世帯の親子の愛着関係について把握を試みた。

乳幼児のいる世帯では、愛着関係に何らかの課題があるケースが多く挙げられた。また、小学生のいる世帯では、親子の愛着関係に課題がある例として、保護者が子どもに無関心である事例や、保護者が子どもに過度に依存している事例などが把握された。

① 乳幼児

ヒアリング結果の概要

【親子の愛着関係がある】

- ・ 愛着関係がある。（4件）
- ・ 母親の調子が良いと愛着があると感じる。母親が迎えに来ると保育所での様子とは違う姿が見られる。

【父親、母親いずれかとの関係に課題があると考えられる】

- ・ 母親は、子どもを邪険にはしていない。体調の心配等、相談機関にも連絡をしてくる。父親は、お金を家庭に入れないし、世話しなかったので、子どもには無関心であったと思う。
- ・ 父親との関係は良好だが、母親との関係は良くないようだった。子どもからは、父親と出かけた話は多いが、母親と出かけた話を聞かない。母親に頼っても無駄だと判断しているのか、あまり頼っていない。母親に対する暴言があるなど、母親として見ていないようなところが見られた。
- ・ 父親は怒鳴るので怖がっていた。母親には問題ない。

【親子の愛着関係に課題があると考えられる】

- ・ 扱いは乱暴であるが、子どもは怯えたりしていないし、親に懐いていないことはない。かわいいとは思っているが、親として必要な養育はあまり行っていない。
- ・ 乳児期は意識や主張がなく、自分のペースでできていたが、2歳のイヤイヤ期になって「もうみられない」と言っていた時期もあった。
- ・ 母親が子どもに向ける愛情はあるが、客観的に子どもを見ているような面もある。子ども自身、母親のお迎えが遅くても不安なそぶりがなかった。
- ・ 母親は子どもに対して愛情を注いでいるが十分とはいえない。子どもの行事等には常に、祖父母、母親で参加しており、子どもと祖父母の会話が多い。しかし、子どもと母親の会話は少ない。
- ・ 母親の面会で喜ぶ素振りはない。職員との方が愛着がある。
- ・ 母親の子どもに対する思いはあったが、愛し方がわからない様子である。子どもを気にかけている様子はある。
- ・ 父親が怖いので、父親の言うことをよく聞く。完全なる主従関係がある。母親に対しての愛着関係は低めである。

② 小学生

ヒアリング結果の概要

【親子の愛着関係がある】

- ・ 愛着関係がある。(5件)
- ・ うまくいっているが、親が子どもに頼っている面がある。

【父親、母親いずれかとの関係に課題があると考えられる】

- ・ 母親と子どもは愛着関係がある。父親は子どもに対して無関心である。母親が一時入院した際に、父子だけの生活となり、夜間放置などネグレクトの通告があった。
- ・ 妹は父親から溺愛されているが、姉は扱いが違い、父親から差別を受けていた。母親は平等に愛着を持っており、姉を父親から守ってあげられないことに苦しんでいた。
- ・ 父子の関係はよい。母親については、元気だった頃の母親に戻って欲しいと言っている。
- ・ 父親には頭が上がらない。歴然とした主従関係がある。

【親子の愛着関係に課題があると考えられる】

- ・ 母親が子どもに依存している。親として子どもに接しているというより、友人のように接している。
- ・ 子どもに対してきちんとした食事が与えられていない。例えば、子どもが食べようとしたものを、父親が取り上げたりするようなことがある。また、学校にも行かせず下のきょうだい(乳幼児)の世話をさせていることから、あまり愛情を注いでいるようには見受けられない。
- ・ 共依存の関係にある。母親が子どもに頼っている。母親に頼りたくても頼れない状態で、自分はいつまで母の面倒をみななければいけないのかと愚痴を言うことがある。
- ・ 母親への思いはあるが、過度に求めてはいけない、期待してはいけないと思っている。
- ・ 以前は子どもが母親に対してビクビクしている様子が見て取れたが、最近は良い方向に変わってきていると思う。スタッフが母親に積極的に関わるようになって、母親の態度が軟化してきたと感じている。
- ・ 本人が目覚めたときに、母親と姉がいないことがある、姉とはよく出かけるが自分と出かけることはないと言ったことがある。
- ・ きょうだいのうち、弟は母親に対する不信感がある。兄は、弟を守るのは自分という意識から、母親に対する不信感が若干みられる。
- ・ 母親が子どもに振り回されて疲れている様子である。

(2) 基本的な生活習慣

基本的な生活習慣を身につけることは、子どもの健やかな成長にとって重要であることに加え、学力の素地となる学習習慣や、さらには社会的に自立していくために必要な自己肯定感を育む上で基礎的な土台となると考えられている。

乳幼児、小学生のいる世帯について、食事、排せつ、睡眠、清潔などの基本的な生活習慣が子どもに身についているかの確認を試みた。

乳幼児のいる世帯では、子どもに基本的な生活習慣を身につけるような養育を保護者ができない例が多数を占めていた。そのような場合に、保育所での集団生活を通して基本的な生活習慣を身につける支援を行い、子どもの育ちを支えていることが把握された。

小学生のいる世帯では、小学校に通うことができないことで基本的な生活習慣に課題が生じているという事例がみられた。また、子どもの発達に遅れがあることで「年齢に相応な基本的な生活習慣」が身につけているとは言えないという指摘があった。

① 乳幼児

ヒアリング結果の概要

【基本的な生活習慣が身についている】

- ・ 基本的な生活習慣が身についている。(5件)
- ・ 基本的な生活習慣は身についているが、保育所のクラス活動についていけない。

【家庭での基本的な生活習慣には課題があるが、保育所が支援している】

- ・ 保育所でのトイレトレーニングなど、全般は身につけているが、母親が教えたりすることはできない。言葉の発達はゆっくりである。
- ・ 排泄の自立がされていない。生活習慣を身につけさせる家庭ではないと判断し、保育所で独自に支援していた。
- ・ 排泄の自立はできているが、未処置の虫歯が13本ある。朝食が大人用の栄養ドリンクだけということがあり、また、ブラックコーヒーを飲む。寝るまでスマホで動画視聴等、生活習慣の乱れがあったが、保育所の指導により現在は改善している。
- ・ 母親は就労していないが、子どもは保育所に入っている。発達はゆっくりで言葉にも遅れがある。保育所から帰った後は、母親のできる範囲で子育てをしていると聞いている。
- ・ 保育所に通っているおかげで、なんとか基本的な生活習慣が保たれている状態であるが、土日は昼過ぎまで寝ている。

【基本的な生活習慣に課題がある】

- ・ 母親が日中起きていないので、起床のリズムはない。また、着替え等の習慣もないようで、訪問すると下着だけで過ごしていることもある。
- ・ 生活習慣が乱れている。お菓子を過剰に摂取しており太っていた。

【発達に課題がある】

- ・ 言葉に遅れがみられ、3歳児健診の際から療育センターへ通っている。現在は集団生活になじみ、言葉の遅れは解消された。
- ・ 発達面に問題はないが、怒りの表現が激しく、些細なことで大泣きして暴れる。

② 小学生

ヒアリング結果の概要

【基本的生活習慣が身についている】

- ・ 基本的生活習慣が身についている。(5件)

【基本的生活習慣に課題がある】

- ・ 就寝時間が定まらない。
- ・ 身についているかどうかは分からない。学校に行かせてもらえず、下のきょうだいの世話をしている状況なので、小学生としての普通の生活は過ごせていない。
- ・ 不登校で家にいるため、家事は少しやっている。
- ・ 学校にも行かなかったり、別のところでブラブラするなど、生活習慣が身についていない。集団との適応は力関係で押さえるタイプであり、非行傾向が見受けられる。
- ・ 洋服はいつも同じものを着回している。爪が伸びている。1週間に1度しか入浴できていない。1週間に1度、母方の祖母宅で母親とともに入浴している。お弁当がつかれないので長期休暇中の施設の利用はない。
- ・ 小学校に通っているおかげで、なんとか基本的な生活習慣が保たれている状態であるが、遅刻がかなり多い。

【発達に課題がある】

- ・ 3歳児健診から落ち着きがないと診断されている。小学校入学前後から問題があり、普通級へ進学したが、他児への暴力等トラブルがある。
- ・ 軽度の発達障害で、学校では個別支援級に在籍、知的には低めだが、日常生活は年齢相応にやれている。ただし、家事を親の代わりにやっているため、3食は食べられているが食事の量が足りず、痩せている。
- ・ 妹は自分で考えてできるが、姉は知的な発達に課題がある。
- ・ 知的障害があるため、特別支援級に通っている。ごみをごみ箱に捨てられない、出したものは出したままの状態である。
- ・ 知的に遅れがあるとは思わないが、年齢のわりには学力が追い付いておらず、支援級に半年前に移った。障害者手帳は持っておらず、IQがボーダーラインで普通級に通うが、できることとできないことの差が激しい。
- ・ 発達に遅れがあり障害がある。特別支援級に通っている。
- ・ 発達が遅く、学習の理解度が低いので、同級生とは仲良くなれないようである。お金を盗んだり、店で万引きしたりしており、非行傾向がある。警察に保護されたことが何度かある。深夜徘徊もあるが、非行グループ等には所属していない。

(3) 保護者からの虐待

個別事例のヒアリングでは、乳幼児、小学生、中学生、高校生のいる世帯について、保護者から子どもへの虐待の有無について確認した。

個別事例のすべてに虐待があるわけではないものの、虐待が把握された例のうち、乳幼児のいる世帯では、食事を与えていないなどのネグレクトや、身体的虐待、精神的虐待があるという例が確認された。小学生、中学生・高校生のいる世帯では、ネグレクト、過剰な叱責、身体的虐待があるという例、さらに一時保護に至ったケースが把握された。

① 乳幼児

ヒアリング結果の概要

【虐待はない】

- ・ 虐待はない。
- ・ 虐待の事実はないが、子育てする能力がない。

【ネグレクト、その疑いがある】

- ・ ネグレクトの疑いがある。子どもは3食食べているが、カップラーメン、刻んだキャベツだけなど粗末なものである。
- ・ 子どもの生活習慣が身につけていないことから、ネグレクトが疑われる。
- ・ 虐待はないが、そもそも母親と子どもの関係が希薄である。
- ・ 家庭では、お菓子をずっと食べさせられていた。
- ・ 保護者が子どもの発達に応じた食事を与えていない。

【身体的虐待、心理的虐待あるいはその疑いがある】

- ・ 一回だけ母親から叩かれたと子どもから聞いている。
- ・ 父親からは身体的虐待（叩く）、心理的虐待（怒鳴る）があった。
- ・ タバコの誤飲が一時保護の理由であり、身体的虐待となっている。不適切な食事の過剰摂取があった。
- ・ 身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、すべてある。月曜日に保育所に登園すると、ケガをしていることが多い。一時保護を繰り返している状態である。

② 小学生

ヒアリング結果の概要

【虐待はない】

- ・ 虐待はない。（4件）
- ・ 虐待はないが、親が子に過剰に怒るときがある。

【ネグレクト、その疑いがある】

- ・ ネグレクトがある。ネグレクトの傾向がある。（4件）
- ・ 3食は食べられているが、食事が足りず痩せている。保護者から子どもに手が出ていた時期もある。
- ・ 友達から衣服の汚れや体臭のことで避けられている。食べ物が満足にとれておらず、身体的にも成長に悪影響すると思われる。

ヒアリング結果の概要（続き）

【身体的虐待、心理的虐待あるいはその疑いがある】

- ・ 心理的虐待がある。（2件）
- ・ 身体的、心理的、ネグレクトの虐待がある。（3件）
- ・ 父親から母子への暴力があるが、子から父母への暴力もある。
- ・ ネグレクトと心理的虐待（死ね等と言われる）、身体的虐待もある。一時保護歴があり、生まれてすぐから小学校入学まで児童養護施設で過ごしている。
- ・ 病院を途中でやめるなど、ネグレクト、心理的虐待があった。ライフラインが止められ、一時保護された。

【その他】

- ・ 親の育児レスパイトとして、子どもが一時保護されている状況である。

③ 中学生・高校生

ヒアリング結果の概要

【虐待はない】

- ・ 虐待はない。（13件）

【ネグレクト、その疑いがある】

- ・ ネグレクトがある。（2件）
- ・ 子どもに対してはネグレクトだが、本人は、子どもの自立のためや、自分の力になるからと主張している。
- ・ ネグレクトに加えて友だち親子の典型例のような関係である。
- ・ ネグレクトと暴言がある。母親が威圧的で、下のきょうだいの面倒を見させられている状況で家を出ることができない。かなり押さえつけられている。母親が精神的疾患を抱えており、自分の状況が厳しくなってくると、子どもを一時保護させてしまう状況である。
- ・ 今は虐待はないが、小学生の頃はネグレクトだった。
- ・ 親からのネグレクトと上のきょうだいからの身体的虐待がある。
- ・ 入浴が少ない印象がある。夜に母親が外出することがあるようで、子どもが自分で夕食を作ることがある。
- ・ 食事は毎食ほとんどコンビニで、風呂に入らずシャワーだけという状態である。

【身体的虐待、心理的虐待あるいはその疑いがある】

- ・ 大声で怒鳴る等の心理的虐待がある。
- ・ 手が出ることが多い。愛情はあるものの、過干渉で手が出るようだ。暴言も多い。
- ・ 今は虐待はないが、中学生の頃、別れた父から暴力を受けていた。
- ・ 子どもからは、夫婦喧嘩のとばっちりで父から殴られているという話があった。

【その他】

- ・ 親子関係はうまくいっておらず、コミュニケーションもない。父親の遺した金を母親が使ってしまったことも原因かもしれない。

(4) 自己肯定感

「自己肯定感」とは、自分に対する肯定的な意識を指し、「自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感」と、「自らの長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感」の二つの側面から捉えられている¹。子ども・若者の自己肯定感は、自信を持って成長し、本人の希望に向かって頑張る力、社会で自立していくために必要な力の土台となると考えられ、自己肯定感の高さと学習の理解度には相関関係があると指摘されている。

個別事例のヒアリングは、支援者からみて子どもの自己肯定感が高いか低いかを推測した結果であること、把握が困難であるという点に留意が必要である。半数近いケースでは、自己肯定感を把握していないとの回答であった。

自己肯定感について指摘のあったケースでは、小学生で自分に自信がないこと、まわりとの関わりが苦手、不安を感じているなどの様子が聞かれた。中学生・高校生では、自己肯定感が高まった例として、支援者につながり、勉強がわかるようになったことで自信を持ち積極的になった例、部活動などに打ち込んだ経験から他のことにも意欲が芽生えた例などが指摘された。

① 小学生

ヒアリング結果の概要

【自己肯定感に課題がある、課題があるように見える】

- ・ 自信を持っている面もあり、不安を感じている面もある。(2件)
- ・ 本人からはっきり聞いたことはないが、低いと想定される。
- ・ 自己肯定感が低いとまではいえないが、自分の家と友だちの家を比較して、「うちは変わっている」と思うことがあるようだ。
- ・ 自己肯定感が低いと思われる。勉強ができないことを気にしている。
- ・ 自己肯定感は低い。自信がなく、身なりを気にしている。
- ・ 妹は自己肯定感が高く、姉は低い。姉は親との信頼関係がない。
- ・ 母の状態がひどい時期は、死んでしまいたいと頻繁に言っていた。今は給食を食べることが生きがいと言っている。
- ・ 自己肯定感は低いと思う。どうせ僕はと言うことがある。ただし、最近は母との関係が良くなってきていることで高まってきているようだ。
- ・ 自己肯定感は低い。同年代とうまく遊べない。
- ・ 自己肯定感が低い。母から、「お兄ちゃんだから〇〇しろ」、「忘れ物が多い」など言われ続け、自分に自信がない様子である。
- ・ 自己肯定感は低いと思う。一時保護時の心理職の見立てでも、自分に自信がないとのことだった。

¹ 『自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)』教育再生実行会議、平成29年6月

② 中学校・高等学校等

ヒアリング結果の概要

【自己肯定感がある、あるように見える】

- ・ 自己肯定感があると思われる。(3件)
- ・ 中学校入学後の学習支援事業がうまくいったこと、部活動に打ち込んだことから、自己肯定感が高まった。
- ・ 勉強がわかるようになり、自分もやればできると自信を持ったようだ。スタッフと話すのを楽しみにしている。年配のスタッフに甘えたい、構ってもらいたいという気持ちがあるようだ。いじめなどの過去のつらい思いを解消する場だったようだ。
- ・ 施設に来るまでは自己肯定感を感じることはなかったようだが、施設に来るようになって、本人は勉強やいろいろな活動をしたいと感じるようになった。

【自己肯定感に課題がある、課題があるように見える】

- ・ 自己肯定感が低いと思われる。
- ・ 自己肯定感という概念が本人にないようだ。やりとりの中から本人の課題が引き出せない。
- ・ 自己肯定感は低いと思われる。高圧的なところがあり、他の人と同じことができないことや自分の考えを押し付けたりすることを、障害のせいにし、「だから自分はしょうがないんだ」と言っている。
- ・ 過剰に自己肯定感がある。とても真面目だが、友人はおらず、上から目線の態度で相手と接するため、人とのつながりがうまく結べない。

【その他】

- ・ 一言でいうのは難しい。勉強したいという発言がどういう意味なのかがよくわからない。年齢相応の自立ができているとは言えないと思う。
- ・ 施設での生活は楽しんでおり、友人もたくさんいるが、職員への対応とは違い、陰で年下の子どもに対して高圧的な態度を取ったりしていることがある。
- ・ 好きな部活も自分の責任ではない部分で辞めざるを得なくて、自己肯定感が低いわけではなく、どうしていいのかわからないのだと思う。
- ・ 目標をもって生活できている。
- ・ 外に出れば体を動かすことが好きなようで、施設に友達もおり、積極的な様子が見られる。

③ 学校に在籍していない若者

ヒアリング結果の概要

【自己肯定感がある、あるように見える】

- ・ 自己評価が高く、本人の設定目標も高い。

【自己肯定感に課題がある、課題があるように見える】

- ・ 子どもの頃に自己肯定感が育っていないから、現在の暴力行為につながっていると思われる。

【その他】

- ・ 落ち着いてきており、1年以上就労が続いているようである。
- ・ パソコンには興味があるようで、意欲的に取り組むようになった。基本的には、自分のことを話したがらないが、きちんと学校に行って、卒業したかったと、スタッフに言っただけらしい。
- ・ 非常に真面目であるが、コミュニケーション能力とモノの捉え方に課題がある。広汎性発達障害と診断されているが、本人は自分の障害について理解していない。

(5) 学習内容の理解

ヒアリングで把握された個別事例の中学生や高校生について、学習内容の理解の状況を確認した。

学習内容の理解に課題があるとされた例では、本人に知的障害や発達障害があるというケースや、小学校の頃から学校を休みがちであったり不登校であったりしたため、学習内容の理解が遅れているという事例が把握された。

一方、学習の理解度の低さや学習習慣がないなどの課題があったものの、学習支援を受けるようになったことで、授業の内容が理解できるようになったという事例や、高校に進学できたという事例が報告されている。

① 中学校・高等学校等

ヒアリング結果の概要

【学習の理解に課題はない】

- ・ 学習の理解力は高い。無遅刻無欠席で中学校時代も不登校はない。
- ・ 平均より上のレベルで理解している。
- ・ きょうだいともに学習意欲があり、理解度も高い。
- ・ 大きな課題はない。学習支援事業に参加している。

【学習の支援を受けて学習の理解が高まった】

- ・ 学習内容は理解している。中学生の頃、学習支援を受け、全日制高校を希望して入学した。
- ・ 学習支援を利用している。全日制の学校に行っており、学習理解度はある。経済的な理由で私立に行けず、得意だったスポーツをあきらめた経緯がある。
- ・ 当初は理解度が低く、「自分は馬鹿だから」といつも言っていた。コツコツ勉強をして中学3年生になって急に成績が上がり、学習内容を普通に理解できている。「コツコツやるのが大事なんだね」と言っていた。
- ・ 県立高校に入学したが、校則違反で退学になった。通信制高校に入り直し、働きながら通っている。

ヒアリング結果の概要（続き）

【学習内容の理解に課題がある】

- ・ 登校はしているが、学習内容は理解していない。
- ・ 理解できていないと思われる。不登校ではないが、欠席や遅刻が多い。学校生活についていけていない。
- ・ 学習内容の理解度が低く、掛け算の九九が覚えられていなかったり、簡単な英語も読めない。説明すれば理解するが、ちょっと時間が空くと忘れてしまう。学習の定着に時間がかかるタイプであるが、全日制高校に合格した。
- ・ 学校には登校しているが、学習にはついていけていない。障害の傾向が見受けられる。

【発達障害がある、特別支援級に在籍している】

- ・ 中学校の特別支援級に通っており、軽度の知的障害がある（手帳交付）。計算はできるが、文章問題は苦手である。
- ・ 学習の遅れがあるが現在普通級に通っている。ADHDの診断があり、服薬をしている。
- ・ ADHDの診断がある。学習理解度については、知識や理解度に偏りが見られる。年齢相当の学力はない。学ぶ意欲はあるので、例えば、好きなゲームは突き詰めて覚えたりしている。ただ、正しいことも正しくないことも含めて覚えたり、話したりする。また、相手とのコミュニケーションが困難で、相手の話を正しく理解する能力が欠けている。
- ・ 非常に学習理解度が低い。診断等はされていないが、発達障害のような部分が見受けられる。人の話を言葉だけで理解することが難しい。
- ・ 特別支援級にいる。障害の有無は不明だが、行動に問題はない。勉強についていくことができず、学習したことをすぐ忘れてしまう。いじめも受けたようだ。

【不登校、あるいは不登校傾向にあり、学習内容の理解に課題がある】

- ・ 小学校から学校は休みがちで、現在はたまに学校に行っているが、ほぼ不登校状態である。学習内容は理解していない。
- ・ 不登校である。特別支援級に在籍しており、きょうだい2人とも勉強はしたいと言っているが、勉強は好きではない。学校に行かなければという状況が苦手なようで、学校以外の別の居場所で、のんびり勉強したいと言っている。
- ・ 不登校であり、学習はかなり遅れている。
- ・ 不登校気味で、やっと高校3年生に上がった状態である。
- ・ きょうだいともに不登校の期間の勉強は抜けているが、学習意欲はあり頑張っている。
- ・ ひきこもりで、学習内容は理解していないと思う。
- ・ 現在不登校で、進級はできたが学習内容は理解できていないと思う。
- ・ 不登校は小学校の頃からで、施設へは今年から週1、2回来ている。それ以外は家におり、小学校時代の友達が誘いに来ると遊んでいるらしい。自閉症で、学校では特別支援級に所属している。
- ・ 中学生の初め頃から施設を利用している。現在は週1、2回来ている。障害はないが、学習習慣がないため、学習内容をあまり理解していない様子である。

(6) 不登校、非行、ひきこもり等の状況

小学生について不登校の状況を確認したところ、不登校はないというケースが多くみられたものの、不登校があったとされたケースで、その背景にきょうだいの世話などの家庭の状況から学校に通うことができない、学校に適應することができず休みがちとなっていることが挙げられた。

中学生・高校生については、ひきこもりとなっている例、夜間の徘徊の例や、非行傾向があるとされた例が複数把握された。

① 小学生（不登校の状況）

ヒアリング結果の概要
<p>【不登校はない】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不登校はない。(13件)
<p>【不登校ではないものの、休みがちなど課題がある】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校に通ってはいるが、休みがちである。・ 学校に通ってはいるが、適應できていない。・ 不登校はないが、友達を作るのが苦手で、非行傾向の子と一緒に万引きをしていた。
<p>【不登校状態である】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 不登校というか、学校に通わせてもらえていない。・ 不登校である。小学校低学年から休みがちとなり、小学校高学年からは完全に不登校であるが、いじめはなく、不登校の原因ははっきりしない。母親のことも少し起因しているようだ。現在、フリースクール等も行っていない。・ 不登校である。登校することについて、自分の中にルールや規範となるものがない。

② 中学生・高校生（非行・ひきこもり等の状況）

ヒアリング結果の概要
<p>【非行・ひきこもり等の状況はない】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 非行・ひきこもり等の状況はない。(13件)
<p>【ひきこもりがある】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ひきこもりがある。(3件)・ 学校に行っていない状態で、ほとんど家にいる。非行傾向はない。お金さえ置いてくれば、なんとかする、自分たちで生きていくといった言動がある。・ 母親が威圧的で、下のきょうだいの面倒を見させられている状況で、家を出ることができない。
<p>【非行の状況がある、その傾向がある】</p> <ul style="list-style-type: none">・ いわゆる非行というよりは、家を飛び出したりすることはある。親と喧嘩をして、親が手を出したときには家を飛び出し、きょうだいを探すことがある。・ 夜10時に友だちと川に遊びに行くことがあるらしい。・ 中学校入学から母親と祖母への家庭内暴力が始まった。・ 非行傾向がある。失火もしくは放火で問題を起こしたことがある。・ 母親の影響が強く、お金のルーズで嘘をついて多額のお金を請求したりすることもある。

(7) 進学への意識

中学生・高校生の進学への意識を把握できていた個別事例では、就職を希望する例や、進学への希望がない例も存在した。

本人に進学の希望がない事例では、経済的に無理だと考えている、勉強ができないから進学を希望しない、何も考えたくない、何もしたくないといった状況にあることが把握された。

① 中学生・高校生

ヒアリング結果の概要

【進学への意識・希望がある】

- ・ 高校への進学の意識はある。
- ・ 専門学校への進学を希望している。
- ・ 養護学校への進学が決まっている。こだわり傾向が強いが、本人も進学先については了承済みである。
- ・ 母親から通信制の高校を薦められて、進学を希望している状況である。
- ・ 部活でやっているスポーツがもっと上手くなって、そのうえで大学に行きたいと言っている。
- ・ 高校へ行きたいと言っている。母親も高校を卒業することを望んでいる。
- ・ 母親と話し合っただけで定時制高校の受験を決めた。全日制高校に行くことを希望していたので、一時荒れていたが、決めたことには納得し、合格した時も喜んでいて。
- ・ 本人は定時制高校を希望している。
- ・ 本人は口が重く、相談はなかったが、全日制高校にこだわっていた。真面目で学習支援には休まずにくる。

【進学を断念した、就職への意識・希望がある】

- ・ 進学したいが、経済的に無理だから就職を考えている。
- ・ 「勉強ができないから就職する」と本人は言っている。親も自分も中卒だから子どももそれでいいと言っている。
- ・ 親も本人も就職希望で、就職活動中であるが、本人から具体的な職種の希望はない。
- ・ 保育士になりたいと言っている。

【進学への意識や希望はないと思われる】

- ・ 進学等への意識がない。
- ・ 何も考えていないと思う。
- ・ 何もしたくないと言っている。
- ・ 本人から進学に関する発言はない。

(8) 将来の見通しや希望

個別事例の世帯の子ども・若者の将来の見通しや希望について、本人の様子と、支援者から見た印象について把握を試みた。本人の将来の見通しや希望は、本人の真意の把握が困難である点、支援者の印象である点には留意が必要である。

小学生については、本人の希望を把握していない例が大半を占めた。支援者から見た将来の見通しについては、進学・就労に一定の見通しがあるとの回答は1例にとどまった。将来も続けて「公助・共助など外部からの支援が必要と思われる」「就労・自立に課題を抱える可能性が高い」「対人関係に課題を抱える可能性がある」等の意見が聞かれた。

中学生・高校生については、将来の見通しや希望がある例では、本人が好きなことの延長にある職業や、身近な職業を希望している状況にあるということが多く挙げられた。支援者から見た将来の見通しについては、親からの自立支援や就労支援が必要であると複数の例で指摘があった。

学校に在籍していない若者に関して、将来の見通しや希望が見られないとされた例では、働くロールモデルが身近にないことで職業のイメージがわからない、努力をしているのに報われないという失望感があると指摘された。支援者から見た将来の見通しについては、働いて自立する体験が必要、就労支援が必要という指摘が挙げられた。

① 小学生

ヒアリング結果の概要

【将来のことは考えられていないように見える】

- ・ 今の生活のことしか考えていないので、将来のことはまだ考えられないようだ。
- ・ 夢を聞いたことがない。今が良ければいいという感じである。
- ・ 将来の夢を聞いたことがない。生活するだけで精一杯だった。

【その他】

- ・ 自分がしっかりしないといけない、と感じている。
- ・ 本人は映画のヒーローになりたいと言っている。
- ・ 本人達の希望は不明である。母は、弟が自立できるまでは兄に弟の面倒を見て欲しいと言っている。

② 小学生（将来の見通しや希望に対する支援者の印象）

ヒアリング結果の概要

【進学、就労に一定の見通しがあると思われる】

- ・ このまま障害等がなければ、学業をがんばって欲しい。大学に入学し、一定収入を得られる職業につければいいと思う。

【公助・共助など外部からの支援が必要】

- ・ 施設にいる間は職員目の目があるので大丈夫だと思うが、退所後の生活、特に母親の金銭管理の面で心配がある。
- ・ 行政が介入していなければ困難度の高い非行少年になっていたと思われる。社会的養護で18歳まで（自立するまで）支えることを考えている。
- ・ 家庭だけでは養育できる環境下がないので、行政の相談機関や学校が一体となって支援を行い、好きなもの、得意なものを見出してあげることが重要であると思う。家庭以外のサポートが必要だと思う。

ヒアリング結果の概要（続き）

【就労・自立に課題を抱える可能性が高い】

- ・ 父親は、特別支援級を拒み、普通級にこだわっていた。母親は、子どもの将来を心配していた。
- ・ 本当は親に頼りたいのに頼れないし、親に反発したいという気持ちもあるが、親が弱っているからと自分の気持ちを抑えている。
- ・ 学校側の働きかけにより、現在は給食の時間だけ時々登校している。このままだと卒業後は、ひきこもりになることが懸念される。

【その他の課題を抱える可能性がある】

- ・ 母親が子どもに対して過干渉で、成長とともに母親と子どもにトラブルが生じると思われる。きょうだいともに対人コミュニケーションが苦手である。

③ 中学生・高校生

ヒアリング結果の概要

【将来の見通しや希望を持っているように見える】

- ・ 会社見学をする中で、現実が見えてきたところだが、就職活動を続けている。
- ・ 本人は好きな電車関係の仕事に就きたいと話している。
- ・ 動物が好きで、動物に係わる仕事がしたいと言っていた。飼育員や農業をやりたいと言っているため、やりたいことはある。そのために高校に進学しようと定時制高校を受験することになった。
- ・ パティシエになるため専門学校入学を目指している。
- ・ 警察官になりたいと言っている。
- ・ 建築関係の会社で働きたいとして、工業高校に進学を決めた。
- ・ 料理人になりたいと常々言っている。志望校を選んだのも、料理クラブがあるからというのが理由である。将来は専門学校に行きたいとも言っている。

【将来に対する見通しや希望を持っていないように見える】

- ・ 自分の将来に対する意識が感じられない。
- ・ 面談で就職活動の話をしたが就職活動をしていない。

④ 中学生・高校生（将来の見通しや希望に対する支援者の印象）

ヒアリング結果の概要

【進学、就労に一定の見通しがあると思われる】

- ・ 順調にいくと思われる。（2件）
- ・ 今後も、きちんと目的を定めて、本人にとっての居場所があれば見通しは明るいと思われる。

ヒアリング結果の概要（続き）

【公助・共助など外部からの支援が必要】

- ・ 母親のコントロール下から切り離すことが必要ではないかと考えている。進学というよりは就労支援を通じて、得意なこと、好きなことを拾い上げていく必要がある。本人は進学をイメージしていないため、仕事場での親代わりのような存在が必要であると思う。本人の自立には母親の精神面や生活面を支えることも必要である。
- ・ 発達段階に応じた生活を経験することはとても重要で、年齢相応の生活をさせてあげたい。そのためにも、母親の子育てに対する支援が必要だと思う。そのときの自分の求めるものに寄り添っていく必要があるのではないと思う。

【就労・自立に課題を抱える可能性が高い】

- ・ 母親から独立して生計が立てられればよいと思う。
- ・ 一般的な就労ができたとしても、うまく適応できずに仕事を辞めてしまうおそれがある。
- ・ このまま就職できず卒業するなら、若者サポートステーションなどの機関につなげたい。
- ・ 母親の就労がうまくいかない限り、見通しが立たない。

【その他】

- ・ 保護者の自死というトラウマを抱えているため、精神的な部分でどうフォローできるかが課題だと思う。
- ・ 希望する高校に合格するか親もサポーターも心配だったが、本人は堂々としていた。
- ・ 母親は生活保護とパートで生活し、子どもの困り感に寄り添う余裕がない。日々の生活に追われている感じがある。今はそんな状態だが、母親とその時点で振り返りを行っていくのが良いかと考えている。

⑤ 学校に在籍していない若者

ヒアリング結果の概要

【将来の見通しや希望を持っているように見える】

- ・ 子ども食堂の活動にも参加するなど、当事者として子どもたちを受け止められるようになってきている。保育士になりたいというのもそういうことがきっかけだと思う。
- ・ 就労意欲はある。自分が長く仕事ができるようなところを見つけたいと言っている。今の職場は働きやすいと言っており、いきいきと働いているようである。

【将来に対する見通しや希望を持っていないように見える】

- ・ 学ぶ知識欲は高く、本人のポテンシャルも高いが、それは就労意欲にまで結びついていない状況である。働くロールモデルが近くにいないので、イメージがつかないのかもしれない。
- ・ 努力をしているのに報われないという失望感を本人が感じている。

⑥ 学校に在籍していない若者（将来の見通しや希望に対する支援者の印象）

ヒアリング結果の概要

【進学、就労に一定の見通しがあると思われる】

- ・ 保育士になりたいという気持ちを持ち始めており、道のりはまだまだ遠いけれども応援していききたい。
- ・ 自分の将来への不安は持っており、定期的に就労支援に来ている。現在の職場の上司等、周りに相談して、それでも困難な状況であったら就労支援に相談に来るようアドバイスしている。職場で労働体験をする際に、障害のことを説明してあったので、配慮してもらっているようである。

【公助・共助など外部からの支援が必要】

- ・ 働くということに対するイメージ、働いてお金を稼ぐ体験を持つことが必要だと思っている。本人がコミュニケーションに不安を感じているため、単純作業でお金を稼ぐという実体験を積んでから、次にステップアップして、本当にやりたいことを仕事にできるように支援していききたいと考えている。

【就労・自立に課題を抱える可能性が高い】

- ・ 将来の見通しが持てない。このままの状況が続くだろう。
- ・ 両親が高齢化し、就労できなくなると子どもの生活の世話ができなくなる。将来的に生活保護受給世帯になるのではと心配している。

(9) 若者の就労や生活の状況

学校に在籍していない若者の就労や生活の状況については、パートタイムやアルバイトなど不安定な就労状況にある例や、就労支援を利用して就職活動をしている例、非行等で更生施設に入所した例などが挙げられた。

① 学校に在籍していない若者の状況

ヒアリング結果の概要

【生活の状況に特段問題はない】

- ・ 特段問題はないと思われる。(2件)
- ・ 現在働いている会社で、常勤で働いたらどうかと言われている。本人としてはありがたく思っているものの、家から外に出るようになったことで世界が広がってきており、保育士の資格を取りたいと勉強も始めている。家族の関係も修復が始まっている。

【中学卒業あるいは高校等の中退し不安定な生活状況にある】

- ・ 高校を中退しており、アルバイトをしたりしなかったりの状態である。子どもを実家に残して知り合った男性の元で生活している。
- ・ 高校を中退後、高卒認定を受けた。1年ほど前から就労支援を利用している。本人から自分の話をすることはなく、JOBトレーニングにおいても、周囲の友人とコミュニケーションを取ることはない。自分の関心のあることについてはコミュニケーションを取ることがある。
- ・ 高校を中退し現在は無職である。アルバイトや看護助手など、過去に就労の経験はある。看護師を目指すようになったが、働きながら勉強することができないと話している。

ヒアリング結果の概要（続き）

【高校等を卒業後、非正規就労の状況にある】

- ・ 母のネグレクトで一時保護され、その後中学校を不登校となった。中学卒業後、生活保護のケースワーカーの紹介で就労支援の場に通っている。
- ・ 工業高校（定時制）卒業後、約1年就労支援の場に通った後、清掃の仕事やスーパーマーケット等で、パートタイマーで働くことができるようになった。
- ・ 知的障害があり、障害者手帳を持っている。特別支援学校高等部を卒業後、作業所で就労している。周囲とうまくいかず作業所を転々としている。

【その他】

- ・ お金の管理はできている。洗濯等はできるが料理をすることは苦手なようで、コンビニ等で済ませていることが多い。
- ・ 親子喧嘩が多い。親子の視点が同じで、親子というよりきょうだいにしか見えない。

(10) その他特徴として気づくこと

子どもの特徴として気づくことについて質問をした。

乳幼児については、発達の遅れや疾病があること、保育所でのコミュニケーションに課題があることなどが指摘された。小学生については、発達に応じた時期に介入や支援が必要であったこと、継続的な個別支援が必要であることなどが挙げられた。

① 乳幼児

ヒアリング結果の概要

【発達の遅れや、疾病がある】

- ・ 発達に遅れが見受けられる。（4件）
- ・ 発達面がゆっくりである。外に出ていないので顔も青白い。使わないお鍋をおもちゃ代わりにしており、発達時期に適するおもちゃが与えられていない。
- ・ 子どもが神経系の病気との診断を受けるが、母親に深刻な様子は見られない。

【周囲との人間関係に課題がある】

- ・ 保護者同様、子ども自身も、生活リズムがつきにくく、周囲の人（大人・友達）とのコミュニケーションが取りにくい状況であり、誰かと一緒にいたいという感情が薄い。
- ・ 友達関係に対して消極的で、遊びの輪にうまく入れない。保育所の行事への積極性はないが、言われたことは確実にこなしている。
- ・ 父親の顔色を見て行動している。また、上のきょうだいがよく怒られるので、その様子を見て取り繕っている。

【その他】

- ・ 子どもを見せてもらえない状況が続いている。日中は祖母や叔母が育児に関わっている。
- ・ 生活発表会での手話など、得意なことについては高い意欲を示す一方で、運動や絵を描くことは苦手である。
- ・ 週3回一時保育を利用していたが、保育所に入所していたらもっと支援ができたと思う。

② 小学生

ヒアリング結果の概要

【早期の介入、支援が必要であった】

- ・ 人懐っこいところや、認めて欲しい気持ちなどは健全で、成長しているところもあった。もっと早い時期に支援できればよかった。

【公的な支援が継続的に必要】

- ・ 生後すぐに数箇所の施設を転々としており、今の施設で数年経ち、やっとここが居場所だと感じているようだ。病気が完治し、活動の制限がなくなった今、遅れを取り戻している時期である。
- ・ 親に対する拒否感を感じた。このまま放置していると非行等に移行する可能性が高いので、今の支援体制を維持して、個別に応援していきたい。

【その他】

- ・ 生まれたときから親子関係が不安定な状況である。普通の家庭生活をまったく経験していない。
- ・ 本人の知的な発達に課題がある。なんとか今の環境で我慢している状態にある。
- ・ きょうだいで施設に来ていた当時は、皮膚の状態が悪く、栄養が行き届いていなかった。性格的には、擦れたところがないきょうだいだった。

(11) 個別事例の子ども・若者の状況

個別事例の子ども・若者には、深刻な課題を抱えていない例が存在する一方で、重層的で複雑な課題を抱えているケースも数多く把握された。一人の子ども・若者が、複数の課題を抱えているケースでは、一般化はできないものの、以下の事例が複数挙げられた。

- 保護者からのネグレクトがあり、親子間の愛着関係や基本的な生活習慣の定着に課題がみられた子どもの例では、学齢期になると学校生活に適応できず、不登校や学習の遅れが生じていることが少なからずみられた。
- 学習の遅れがある子ども・若者の中には、将来への展望が持ちにくく、自己肯定感が低いという例も複数把握された。
- 保護者が生活管理をできないケースで、食事や清潔、排せつの自立など、子どもの基本的な生活習慣が整わず、言葉の遅れなど発達上の課題を抱えているというケースも複数みられた。
- 保護者の疾病や障害により家事や育児などができず、子どもが小学校や中学校に通わないで、家事や年下のきょうだいの面倒をみていて、先の展望が描きにくいというケースが複数把握された。
- 保護者と子どもがともに障害や発達障害の診断を受けているケースが少なからず存在した。

上述のように、複数の課題を抱えているケースを、子ども・若者の発達段階ごとに獲得すべき課題という観点でみると、例えば幼児期で獲得すべき基本的な生活習慣が身につかないまま、学齢期となり学校生活に適応できず学習状況に遅れが生じるなど、前の発達段階の課題が達成されないまま、次の課題を抱えている状況にあることが示唆された。

第2節 「子どもの貧困対策」の推進に向けて

1 支援者の視点から見た子どもの貧困

本市の相談機関や施設等で子ども・若者を支援している支援者が、「子どもの貧困の問題をどのように捉えているか」についてヒアリングした結果を整理した。

ヒアリング結果から、「子どもの貧困」は、経済的な問題にとどまらない問題であると捉えられている。そのなかでも、「子どもの貧困」を多面的に捉える視点として、「子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題」、「保護者の養育力の問題」、「孤立・居場所の問題」、「世代間の連鎖の問題」に着目する視点が挙げられた。

① 子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題

支援者に対するヒアリングからは、経済的な側面だけではなく、子どもであれば当然に得られるであろうと考えられる、モノ・経験・権利等が得られていない状態（＝剥奪されている状態）が、「子どもの貧困」の状態であると認識されている。具体的に得られていないものとして、「衣」「食」「住」の基本的な生活、愛情、健康、様々な体験・経験などが挙げられ、全体として、子どもらしく生活することが奪われていることが問題であると捉えられている。

また、これらが満たされていないことを子ども自身が認識し自己肯定感等にも影響を与えること、様々な剥奪の経験により心のケアが必要な子どもが生じることが「子どもの貧困」であるという見方もされている。

ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）

- ・ お金が足りないということだけではなく、生活そのもの、いわゆる「衣」「食」「住」が足りていない。
- ・ 子どもであれば、本来当然に受けられるもの愛情等が受けられていない。
- ・ お金がなくて習い事・塾に行けないなどの同年齢の他の子どもと同じようにできないことを子ども自身が認識しており、問題化している。
- ・ 子どもだから当然守られるべき、基本的な生活や健康、権利などが守られていない。
- ・ お金だけの問題ではなく、子どもらしく生活できる環境下がない。
- ・ 標準的な家庭生活のモデルを親として子どもに示せない。
- ・ 親子の関係が希薄で、食事などあたり前の生活がなく、社会経験が身につかない。
- ・ 物質的に満たされていないことで心のケアが必要な子どもがいる。

② 保護者の養育力の問題

「子どもの貧困」の状態を捉える視点として、保護者の養育力が不足し、子どもの成長・発達に必要な養育や家庭教育を十分に与えることができないという状況に着目したのもあった。

個別事例の状況からも把握されたように、保護者の養育力が不足する背景には、経済面を含めて家庭生活に余裕がないことや、保護者自身が深刻な課題を抱えている等、様々な要因があると考えられる。保護者が子どもと向き合う時間を確保できないこと、親子の関わりが弱くなることが深刻化すると、ネグレクトや育児放棄につながることも考えられる。

ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）

- ・ 保護者の養育力の問題で、どんなに働いても生活に余裕がなく、保護者は子に対する愛情はあるが、実際には手をかけられない状況である。
- ・ 仕事がなく、収入もなく、ストレスがたまり十分な養育ができない。
- ・ 何らかの理由で保護者が対応しきれない状況にある家庭で、保護者に対しても支援が必要な状態である。
- ・ 親が自分の生活優先で、子どもまで手が回らない状況がある。
- ・ 親に子どもを教育し、育てていこうという意識が欠けている。
- ・ ネグレクト、育児放棄の状況である。
- ・ 親から子への関わりが少なさが多くのケースで見受けられ、子どもが将来像を描けていない。

③ 孤立・居場所の問題

「貧困」の多面的な側面の一つとして、親子関係、友人関係を含む人間関係がうまく構築できず、孤立してしまうという、「関係性の貧困」の視点が挙げられた。

親子関係がうまくいかない場合には、子どもは家庭にも居場所がない状況であると考えられる。また、困ったときにSOSを出す相手、相談し頼れる相手がおらず、抱えている課題等が解決されないままになってしまうことが「子どもの貧困」の重要な側面であると指摘されている。

ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）

- ・ 親と子がどういうつながりを持っているか、SOSを発信できる関係性を持っているかに尽きる。
- ・ 親子関係がうまくいっていない、外部とのつながりが遮断され孤立している。
- ・ 経済的なことだけではなく「関係性」の貧困であると考えており、家族間や地域との関係性がなく、困ったときにサポートしてくれる人がいない状態である。
- ・ 子どもの居場所が確保されておらず、家庭の機能が十分でない状況である。
- ・ 子どもの居場所が、家にも学校にも社会にもない状態である。
- ・ 誰かに相談したり、話をしたりする機会がなく、親が頑張っているので自分は我慢をしなければいけないと考えている。

④ 世代間の連鎖の問題

「子どもの貧困」の問題は、経済的な困難が（一時的に）生じているというのではなく、様々な形で問題が連鎖してしまうこと、さらには、次の世代においても困難な状況に陥ってしまうという点にこそ課題があるという認識もなされている。

虐待の経験、親子関係がうまくいっていないこと、大人として見本となるモデルがないこと、学習面に手が回らないこと、心身ともに健康でなくなっていくこと、これらが保護者から子どもへ連鎖していくことが「子どもの貧困」であり、抜け出すことが容易ではないと考えられている。

ヒアリングで挙げられた内容（一部抜粋）

- ・ 経済的、金銭的な貧困というよりも、親から続く虐待の連鎖、「愛情に飢えている＝愛情の貧困」、「人との関わりも薄い＝関係性の貧困」などがある。
- ・ 子どもが貧困に陥るのではなく、親が貧困だったり、虐待を受けていたり、貧困を含む世代間の負の連鎖が絶えず、貧困から抜け出す方法が見つげづらい。
- ・ 身近に見本となる大人のモデルがないため、子どもが親になったとき、家庭を持ったときに同じことを繰り返す負の連鎖が生じる。
- ・ 基本的な生活に支援の手が行き届いていないことを理由として、日中の活動も滞り、結果として心身ともに健康でなくなっていく、そのような負の連鎖が貧困だと思っている。

2 現状の取組状況

ヒアリング対象の支援者における子どもの貧困に関連する現状の取組状況を、類似の項目に分類し整理した。

子どもの貧困対策を推進する上で活用できる取組として、「切れ目なく関わりを持ち続ける支援、生活・学習・自立支援の横断的な支援」、「関係機関との連携体制」、「地域の見守り・顔の見える体制」「専門性の高い相談ができる体制」「学校と福祉の連携」「乳幼児期における早期発見の体制」等が挙げられた。

子どもの貧困対策に関連する各機関・施設の持つ強みを活かしながら、地域の関係機関の役割分担や、連携体制を構築していくことが望まれる。

① 切れ目なく関わりを持ち続ける支援、生活・学習・自立支援の横断的な支援

- ・ 居場所、保育所、学習支援事業（生活保護・外国籍）、こども食堂、ぼちっとカフェ（定時制生徒自立支援事業）、若者プロジェクト（高校中退後の居場所）など、未就学児から若者まで継続的に支援を行っている。
- ・ 関わりを持ち続ければ、子どもは改善する。いかに本人に気付かせるかが重要。最終的には、普通の生活ができるように仕向けていく。
- ・ 保護者と子どもの居場所となっており、子ども自身に合った様々な支援ができる。自己肯定感を育てるプログラムを提供している。
- ・ 学習面は施設スタッフが対応しており、ボランティアに協力してもらい学習支援に力をいれている。子の支援のためには母の支援が必要であり、生活習慣については、職員が介入できるので、母子の生活環境を整えられる。電話相談や行事への誘いなどアフターケアもしている。
- ・ 皿の洗い方を知らない、野菜の切り方がわからない、ご飯を炊いたことがないなどの子どもたちに対して、生活を教える大人が関わりながら、暮らしの営みを体験させることができる。
- ・ 「食べる」「寝る」「排泄する」などのロールモデルとなる大人に出会うことができる。
- ・ 子どもが集まる場に支援ができるスタッフがいることがこの施設の強みである。あそこに行けば誰か話を聞いてくれるかもしれないという居場所を提供できることを強みとする支援事業を行っている。
- ・ フードバンク等とのつながりから、施設ではおやつを毎日出し、食べ物の提供が一定程度できている。
- ・ 学習だけでなく居場所も重視して、子どもとサポーターが1対1で勉強しながら、子どものいいところを見つけて褒めるという意識で取り組んでおり、自己肯定感の低い子どもでも少しずつ変わってきている。子どもが何ができるのか、何にワクワクするのかを引き出して、将来につなげていく支援をしている。
- ・ 就労支援B型では、利用期間に制限がないため、就労支援をしながら、他の問題の相談に乗って、専門的な支援ができる。生活保護や障害など、いろいろな問題がクロスしており、就労できたから問題が解決するというわけではない。生活保護のケースワーカーが支援しきれない部分を支援できる。

② 関係機関の連携体制

- ・ 児童相談所は家庭に介入できるところが最大の強みである。子どもの利益を最優先にNOと言え、保護もできる。様々な専門職が相談し、子どもの最善の利益が実現されるよう全員で意思決定して実行できる。社会参加する中で存在感、自己肯定感が生まれ、親になったときに子の手本となれるよう自立させたい。
- ・ 貧困についてはいろいろな課題が複合するので、区役所地域みまもり支援センターが障害者支援係や生活保護担当などの庁内をつなぎ、全体のアセスメントをして横串を刺すことができるのが強みである。子どもだけでなく、親にも担当をつけて、同一機関での対応が難しいときは、障害者支援係と連携して、課題を整理しながら連携をとって対応している。
- ・ 多職種のネットワークを作り、適切な時期に支援ができており、特に保健師は、母子手帳交付時の面接の中で、支援が必要な人に妊娠期からフォローに入ることができる。長いスパンで子どもの成長を親とともに見守り、喜びを共有していくことができる。
- ・ 子どもだけではなく、家族支援ができる。最近はいろいろな機関と連携して、子どもを家庭に帰すことができるようになっている。
- ・ 保護司会では関係機関との連携強化やネットワーク作りの機運がある。社会を明るくする運動では、地域によって、中心となって運動を進める団体が異なるが、町内会、社協、民生委員児童委員、青少年指導員など関係機関とのつながりがあるので、さらに連携を強化し、薬物絡みの再犯事例の解決に向けて医療機関とも連携していきたい。その他、非行の未然防止の観点から、中学校と情報交換をしている。保護司と中学校の連携にさらに警察も加えていきたいという思いがある。
- ・ 緊急のときは、時間が限られている中での対応となるので、必要な支援を必要なタイミングでやらなければならない。個別ケースに応じて、児童相談所と関係機関が一緒になって関わり、支援につなげることができた。NPOが周囲から認知され、信頼関係を築けていることがよいと思う。

③ 地域の見守り・顔の見える関係性

- ・ 地域みまもり支援センターが立ち上がる前から、多職種の連携、多機関の連携はできていた。子どもを介して生活支援につなげていった。地域みまもり支援センターができたことで、幅広く生活にアクセスできる機会が増えていると思う。
- ・ 民生委員・児童委員は、区役所からの見守りをして欲しい世帯のリストをもとに指定される頻度で訪問している。民生委員・児童委員は「見守り」の中で、支援が必要な子どもを発見することができる。町会全体のネットワークのなかで「なんとかしたほうがいい」という子どもがいれば、地域みまもり支援センターにつないで、「見守っていこう」という形で連携をとることができる。汚い服、同じ服を着ていたり、歩きながらパンを食べていたりしているのを見たりすることで、虐待に気づくこともできる。
- ・ 最近の子どもは、駐車場や路地、公園の草が生い茂っているところなど、目に見えにくい場所にたむろするようになったので、ホットスポットパトロールを強化し、保護司とも連携して行っている。地域で顔の見える関係を作ることが大事であり、自分をみてる大人がいると子どもがわかってくれればと思う。

④ 専門性の高い相談ができる体制

- ・ 施設に様々な専門職がいるので、子どもに対して専門的な支援ができる。
- ・ 民間施設で専門職がいるので、専門性のある相談に乗れる。デイスティやショートステイの件数が増えていることからニーズがあると考えている。
- ・ 様々な場所でJOBトレーニング等の支援事業を行っている。多様なキャリア経験を持つスタッフがたくさんおり、複数の人間が関わることで、多面的なアプローチができる。パソコンに興味があるという人に対しては、JOBトレーニング先でシステムエンジニア関係のスタッフが関わったことで、就労先を見つけることができた。

⑤ 学校と福祉の連携

- ・ スクールソーシャルワーカーは、本人が興味を持てるよう働きかけをし、学校からの要請で家庭に入ることができる。他の機関と共有し、連携して対応できるのがよい。生活保護へつなげる支援もできる。もっと様々な機関が連携できれば、効率的であると思う。
- ・ 教育担当が区に配置されたことで、関係機関からの情報は得やすくなった。担任やカウンセラー等、子どもに直接関わる人たちに、適切な情報提供を心掛けている。
- ・ 学校と連携して子どもの学習を充実させている。塾には通えない分、教材でカバーしている。自己肯定感が低めなので、月1回行事を企画して、子どもが主体的に取り組めるように工夫をしている。

⑥ 乳幼児期における早期発見の体制

- ・ 保健師は全戸訪問等やっているなので、支援が必要なときに支援を提供するためのきっかけがつけられる。区役所地域みまもり支援センターは、虐待の兆候や育児不安を早期に発見することができる。
- ・ 保健師は母子保健を活用しながら個別事例に対応している。川崎市は母子保健と虐待予防を一緒に対応していることは強みだと思う。

⑦ 基本的な生活習慣の支援

- ・ 保育所では、生活リズムを整えたり、洗濯も保育所で行っている。
- ・ 保育所で生活面で支援できることは支援する。また、年齢に相応な基本的な生活習慣が身につけていないことで、他児との関わりの中で自尊心を傷つけられているという子どもの思いをきちんと親に伝えている。

⑧ フットワークの軽い個別対応

- ・ 児童相談所では、家庭を客観的に見ながら両親とつながり、何かあればすぐに訪問して課題を共有するということを行っている。フットワーク良く、個別対応することが重要だと思っている。必要に応じてレスパイト的に子どもを預かることができれば、子どもも、衣食住が家に居るよりも満たされる。

3 必要とされるサービス・制度、連携のあり方

ヒアリング対象の支援者が、子どもの貧困対策を推進する上で今後必要とされるサービス、制度、連携のあり方として挙げられた点を、類似の項目に分類し整理した。

必要とされる支援のあり方として、多くの組織や団体から指摘があった点は、「学校と福祉の連携」や「地域の関係機関の連携・ネットワークの構築」等、行政と地域が連携・協働して、子ども・若者のライフサイクルを切れ目なく支援し、それぞれの専門性を活かして家庭の多面的な課題を支援するという方向性であった。

① 学校と福祉の連携

- ・ 小学校に在席する子を通じて家庭の様子を知ることができるが、学校は家庭に直接入ることは難しい。他の機関との協力と保護者への働きかけが必要である。
- ・ 保護課のケースワーカーと学校の連携が必要である。不登校を通じて、その子どもの家庭の生活や経済的困窮がわかる。
- ・ 学校から福祉部門へどう声を掛けてよいかわからない。反対に福祉部門も学校へどう声を掛けてよいかわからないのではないと思う。福祉と教育のつながりが必要である。
- ・ 学齢児に課題があると思う。学校は教育であるから、困難家庭に入っていくことはとても難しいと思う。生活面からのアプローチは福祉部門が担うべきである。居場所づくりや学習面でのフォローが必要である。
- ・ 学校に来ない子に対して、学校と福祉との協力作業が課題である。
- ・ 学齢期になると学校が中心となる。家庭に問題があるケースは多数存在するが、学校が家庭の課題を個別に支援していくことはかなり難しいと思う。学校に福祉の要素が必要ではないかと思う。学校に福祉とつながるような仕組みが必要である。
- ・ 保健師は基本的には乳幼児を対象としているので、学齢期になると、とたんに対応が難しくなる。家庭に問題があるケースはたくさんあるが、学校の先生が個別に支援していくことはかなり難しく、学校に福祉の要素が必要である。
- ・ 学齢期の子どもの支援の難しさを感じる。民生委員・児童委員として地域に根ざした活動がまだ十分ではないと思う。そもそも民生委員・児童委員の人数が少ないと思う。
- ・ 一人の子どもを救うにも、もう少し踏み込んだレベルの支援や様々な機関との連携が必要なので、教育と福祉の連携が必要である。
- ・ 生活困窮世帯の子どもの進路指導は、経済的な大変さを考慮して、近い将来を見据えた丁寧な指導が必要である。子どもの夢をつぶしたくないが、経済的な大変さは親がわかっていないので、誰かが教えないといけない。

② 乳幼児期の養育の支援・保育の充実

- ・ いかに貧困を連鎖させないかを考えることが必要である。乳幼児のうちから、基本的な生活習慣を獲得させることが必要である。保育所へ優先的に入れればよいのではないかと思う。
- ・ 乳幼児期に家庭以外の場所で他の大人から養育支援を受けられれば、その後良い方向に変わるのではないかと思う。
- ・ 例えば、若年出産で頼れる人がいない状況などの不安定な子育て状況にある家庭で、子どものネグレクトが疑われたり、子どもの発達に遅れがみられる場合など、不安定な家庭の支援のために保育所に子どもを入れることは重要だと思う。
- ・ こういった境遇の子どもを、土日や、もう少し長い時間、ご飯を食べさせて、寝る前、例えば9時まで、もう少し預かれるようになれば、子どもたちにとっては良いと思う。
- ・ 今は、どの世帯でも保育所が多様な保育をしてくれると保護者は期待しているため、質の高い保育所の拡充も必要である。
- ・ 就学前に保育所か幼稚園に子を通わせるという考えが親にない場合がある。保育所に入れば親への支援にもなる。

③ 子どもを中心とした地域の関係機関の連携・ネットワークの構築

- ・ 窓口がいろいろあるのは良いことだが、子どもを中心とした、支援者を統括できるネットワークが必要である。
- ・ 家族支援を展開していく中で、児童相談所だけでなく、福祉事務所、障害・高齢・就労などに関する他の支援機関との連携を強化していく必要性を感じる。関係機関同士が、お互いの強みを理解し合えていないと思うので、連携強化が必要である。
- ・ 児童相談所や児童家庭支援センターと連携しなければならないとは思っている。日本全体で、虐待に対する世間の意識が変わってきている。
- ・ 本市は児童相談所が3箇所しかなく、ケースワーカーも多忙で、児童相談所が関わらずに済むレベルの子どもであれば、小さい単位（＝こども文化センター、わくわくプラザ）で支援することが必要である。
- ・ わくわくプラザは登録制なので、その子どもの親子関係や家庭状況が見えるが、こども文化センターは自由利用だから、子どもの背景はすぐにはわからない。
- ・ こども文化センターで子どもの様子が把握できるのは、放課後から家に帰るまでの間で限界がある。また、こども文化センターやわくわくプラザでは、様子を見ることはできるが支援には限界がある。
- ・ 子どもの背景が見える、見えないに関わらず、行政や情報を持っている機関と関係を持たなければならないと考えている。また、地域で会合を持ちたいと思っている。地域との情報共有は、もっと小さい単位で、もう少し回数を増やしてやったほうが良いと思う。
- ・ 児童家庭支援センターは、専門性のある相談に乗れる反面、相談機関としての立場が曖昧なところがある。児童相談所との役割分担や、児童家庭支援センターとして個別ケースを扱う責任の所在を明確にする必要があると思う。横のつながり、ネットワークが必要である。現在はあくまでも、支援者と被支援者が1対1の関係になっていて、何か問題が起きた時に他の支援者と一から始めないといけない。

- ・ 行政の組織変更が多く、組織の名称がその都度変わるため、どこが窓口がわからないし、どこに連絡していいかわからなくなることが多い。
- ・ 家庭への支援となると、守秘義務等でなかなか個別に入っていくことが難しい。家庭の中に介入していくことはできないので、様々な機関が連携し、つながることが最も重要である。子どもの支援において、1つの支援機関が単独で解決することはほとんどない。行政には、つなげる仕組みづくりを包括的にやってもらいたい。
- ・ 民生委員・児童委員は、区役所の地域みまもり支援センターや地域包括支援センターと一体となって連携すれば、行政もいろいろなところへつないでくれるので、解決の方向に進んでいく。情報の共有については、個人情報と守秘義務の問題が出てくるから、難しくなっている。小さい地域でやって、それを1年1回集まって吸い上げるというやり方はできないかと思う。
- ・ 民間の中に、どのような社会資源があって、どうやったら活用できるのか、把握できるよう整理し、ネットワークをつくるが必要であると思っている。情報の共有と役割分担は、行政主導でやってもらいたいと思う。情報については、どこまで情報授受ができて、どこからが難しいのか、整理して欲しいと思う。
- ・ 支援機関の支援は点なので、それをつなぐ継続的な支援が大事だと思う。集団での受け入れの他に個別のサポート支援の体制も大事であるし、特に困難な状況にある子の居場所が必要である。スタッフの資質向上や奨学金制度の充実も必要である。
- ・ 家庭、学校、地域の連携があまりできていないように思う。防災訓練などを通して、顔が見える地域にしなければいけない。
- ・ 保護司が日常の支援で他の機関と連携することは想定しにくい。子どもが犯罪を起こす前に支援するのが福祉だろうと思う。
- ・ 民間事業所には支援の限界がある。専門機関やサービスの情報やネットワークが必要である。

④ ひとり親家庭など、保護者への生活・就労・子育て支援

- ・ 母子家庭では若くして母になってしまい、母の就労経験が乏しいので、丁寧な能力開発や指導をするような制度が必要である。
- ・ 子どもを抱えながらの求職活動が難しい。一時保育の定員枠を増やすことや、家事援助サービスを拡充するなど求職活動を支援する制度の充実が必要である。
- ・ マッチングの難しさはあるが、ファミリーサポートの充実などが必要だと思う。家庭の生活支援が必要である。
- ・ 保育所は家庭生活に入り込むのは難しいので、保健師を中心に生活を立て直すサービスがあればよいと思う。子どもが基本的な生活習慣が身につくような環境で生活していないので、掃除や洗濯などのサービスがあればよい。母親が自身の病気に気付けるようなケアをしてくれる人の存在が必要である。
- ・ 経済的な支援はもちろん必要であるが、親を育てる支援が必要であると思う。
- ・ 保育所では子を見るので精いっぱい、親の支援は非常に悩みが多いことがある。巡回でもいいので専門職ワーカーが必要である。
- ・ ひとり親家庭を対象としたエンゼルパートナー制度（育児支援・家事支援）を利用して欲しい。そのためには周知が必要で、併せてヘルパーを増員が必要である。
- ・ 子どもも一緒に入所できる知的障害の方を対象としたグループホームがあればよい。

⑤ 支援につながっていない生活困窮者、子どもに対する支援

- ・ 生活保護を受けていない生活困窮世帯の支援機関が複数あるとよいと思う。
- ・ 貧困にもグラデーションがあり、社会的養護層と完全に貧困ではないと考えられる層との間にグレーの部分が多い。児童養護施設等で養護するところまでいかないケースが特に中高生に多い。安全の確保だけでは中高生の支援として不十分だと思っている。
- ・ 生活保護を受けたいけれど受けられないケースがあるので、生活保護まではいかない世帯を経済的に支援する制度があればよい。
- ・ 退所後、生活保護は受給していないが、経済的な余裕のない生活をしている母子の支援が必要である。ひとり親ならではの相談に乗れる人材、専門機関が必要である。生活保護を廃止しパート就労で生活していた母子世帯が、結局、生活保護に戻るケースがある。家賃補助のみなど、生活保護制度に柔軟性があればいいと思う。
- ・ 実際には負のスパイラルに陥っているケースだけではなく、生活保護から抜け出そうと頑張っている人はたくさんおり、それを認識していく必要がある。生活保護を受けている人はまだ良くて、生活保護が受けられない人たちをどう支援するかが課題である。

⑥ 地域における子ども・若者の居場所づくり

- ・ 親を育てる支援をしている間、子どもの居場所をどうするのが課題である。子どもは居場所を求めているので、そういった場所を構築する必要があると思う。
- ・ ぽちっとカフェ（定時制生徒自立支援事業）のような居場所がもっと必要であると思っている。若い人たちは、自分が困っているという発信を自らししないし、周りに相談もしない。ましてや相談機関には行かないし、そもそも悩んでいるという認識もないことが多い。
- ・ ぽちっとカフェのような、誰でも身構えずに気軽に集える場所で、日常の雑談の中で、いろいろな悩みを拾い、そこから必要な支援につなげていけたらと思っている。
- ・ 敷居が低く、支援機関と本人をつなぐ場所がもっと必要であると思っている。
- ・ 中高生の時期が大事で、その間に自分の特性を見つけてあげて、将来につなげることが必要だと思っている。
- ・ サポートステーションに来てからでは、自立まで本当に時間がかかる。本人にとっても、コスト的にみても、予防支援に投資するほうが、将来の損失ははるかに減ると思っている。
- ・ 中学校や高校を出ると、とたんに行き場所がなくなってしまう。食事ができたり、体験ができたりする、気軽に集える場所がない。
- ・ 町内会には町内会館があり、そこを使って、こども食堂ができるのではないかとと思う。
- ・ 困ったことがあったらここに、といった拠点が市内のあちこちに点々とあるといいと思っている。
- ・ レスパイトサービスが足りていないと思う。気軽に子どもを預けることができ、子どもが集える場所が広がればよいと思う。
- ・ 社会的養護の経験者の層が広がっていかねばならない。スタッフの養成も必要である。

⑦ 障害、発達障害のある子どもへの支援

- ・ 療育の受け皿の充実があると良い。
- ・ 発達に遅れがあるような子どもに、学習支援や療育的なものを充足させていけるような事業、場所を充実して欲しいと思う。行政以外にも民間の支援の場所が必要である。
- ・ 労働体験をすることで、今までの狭い視野でしか見ていなかったものについて、自分の世界を広げることが可能となる。
- ・ ハローワーク等では、障害手帳の有無で支援が受けられるかどうかが違うので、必要な人に支援が届く仕組みを作って欲しい。
- ・ 発達障害等について、意識の啓発やアナウンスをして欲しいし、社会全体で支えるような仕組みが必要である。
- ・ 社会に出ると、自分で様々な選択をしていかなければならないので、その時点でつまづく人が本当に多い。
- ・ 現在、障害者の枠2%が企業に求められているが、結局、手帳がなければその枠の利用もできない。また、精神障害者や知的障害者には息の長い支援が必要である。

⑧ 援助希求がなく支援につながらない保護者・SOSを出せない子どもへの支援

- ・ 保護者がSOSを出す能力が不足していて、子どものために必要な支援に保護者が気づくことができない状況がある。地域とのつながりが希薄で、閉鎖的な家庭の中で子どもは外が見えない。生きていく方法、自立する方法が知らされていない。
- ・ 子どもは自らSOSは出せないので、気づいた大人が適切な支援につなげるべきであり、支援者からもつながっていただかなければならないと思う。
- ・ ネグレクトの親は困り感がない印象がある。本人が今後問題となるであろうことを気づかないことがままある。ケースワーカーとは別に、家庭と日常的にゆるやかな感じで相談ニーズを引き出せるような、支援者の存在が必要だと感じる。
- ・ 児童相談所や区役所へつながったとしても先に進めない部分がある。本人達が拒否すれば一時保護は難しく、家庭への介入が難しい場合がある。

⑨ ワンストップで支援制度を案内する窓口・情報提供

- ・ 既存の制度やサービスはあるが、親自身が自ら制度やサービスにアプローチできないことがある。経済的支援制度などの、手続き面を含め、コンシェルジュ的な人がいればよいと思う。
- ・ まずは相談が大切なので、ひとり親支援の総合案内所のような機関があればよいと思う。

⑩ 地域の見守り・家庭へのアウトリーチ

- ・ 家庭にアクセスできるような地域の拠点とマンパワーが必要である。
- ・ 区役所の地域みまもりセンターの地区担当が地域を回って気づく場合が多くなっているため、今後も連携の強化が必要である。

⑪ 学習支援、学習環境に関する支援の充実

- ・ 就学以降の無料の学習支援制度の拡充が必要だと思う。
- ・ 学習支援の場や、塾や習い事に通う費用の補助のほか、無料で教えてくれる地域のボランティアへのつながり・きっかけが必要である。
- ・ 子どもにとって大事な食事、教科書や図書を支援できたらいいと思う。
- ・

⑫ 子どもにとって身近なロールモデルの存在

- ・ 学習支援を継続して、ロールモデルとなる身近なお兄さん、お姉さんがいればよい。親の代わりになる大人がいればよいと思う。
- ・ アウトリーチしながら学校の外で、学校に来ない子どもを集めることができないか、そのつながりを20歳くらいの若者ができればよいと思う。きちんと理解したうえでのユースの活用、近い世代なら受け入れ方が違う。こんなお兄さんお姉さんになりたいというモデルを見せ、世代が循環する流れができればよい。社会参加する中で存在感、肯定感が生まれ、親になったときに子の手本となることだと思う。
- ・ 低学年はわくわくプラザで対応しているが、高学年、中学生の居場所がない。年齢の近いちょっと上のお兄さん、お姉さんに接して、こんな風になりたいな、憧れみたいなモデルを見せてあげたい。

⑬ 若者の自立・就労に向けた支援

- ・ 高校中退者の支援が必要である。高校生は義務教育ではないので退学してしまえば、それ以上学校としては支援ができない。定時制高校では、最近は体力・気力・根性がない生徒が多く、どうサポートするかが課題である。
- ・ 定時制に通う生徒の特徴として、子が親を養う家庭が多い。そのうち勉強に手が回らず退学してしまう。生徒を卒業させて、正社員として就労させたいが難しい状態である。
- ・ 子どもが施設を離れて自立していくための支援が薄いと思う。自立援助ホームが少ないし、彼らの居住先、就労先を提供できない。
- ・ 親がモデルにならないこともあり、自立への選択肢が示せていない。行き先がないと、家出をして友だちの家を転々として、犯罪に巻き込まれる等の被害が発生してしまうことがある。

⑭ 外国籍の子どもへの特別なフォロー

- ・ 父親や母親が外国籍である場合、父親や母親が地域になじんでいない状況の中で、子どもが小学校から日本人コミュニティになじむのは難しく、子どもにとって将来の自立が難しい。子どもへの特別なフォローが必要である。

4 「子どもの貧困対策」の推進に向けて

支援者ヒアリングの結果から、「子どもの貧困対策」の推進に向けて、「子どもの貧困」を捉える視点、保護者及び子ども・若者の発達段階ごとの状況、支援体制のあり方に関して、以下のような示唆が得られた。

(1) 「子どもの貧困」を捉える視点

支援者ヒアリングから、「子どもの貧困」は、経済的な問題にとどまらない問題であることが把握された。支援者が挙げた視点を整理したところ、「子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題」、「保護者の養育力の問題」、「孤立・居場所の問題」、「世代間の連鎖の問題」などの側面が挙げられた。

(2) 保護者及び子ども・若者の発達段階ごとの状況

個別事例のヒアリングでは、保護者や、子ども・若者の発達の段階ごとに、様々な課題を抱えていることが把握された。

《保護者の状況》

保護者が、経済的な問題と同時に、生活管理面では家事、育児、家計管理等ができない、就労面では非正規就労や未就労であるなどの課題が把握された。また、保護者の複雑な成育歴等（虐待・DV含む）や多様な疾病・障害、さらには援助希求行動の欠如など、様々な課題を抱えていることが把握された。

《子どもや・若者の発達段階ごとの状況》

個別事例のヒアリングでは、以下のとおり、子ども・若者の発達の段階ごとに様々な課題が生じていることが明らかになった。これら発達の段階別に生じうる課題は、前段階の課題が次の段階の基礎を築く上で重要な要素になっているものと考えられる。以下、発達段階ごとに整理する。

① 乳幼児期

乳幼児期においては、親子間の愛着形成を通じて、他者に対する「基本的信頼感」を獲得することが望まれる。「基本的信頼感」は、周囲との人間関係の構築や、集団生活に適応するための土台となる。個別事例では、乳幼児、小学生の段階で、保護者からのネグレクトなどの虐待が認められるなど、親子の愛着形成に課題がある事例が数多く把握された。

子どもが学齢期を迎える前に、食事や排せつ、衣服の着脱などの自立、食事や睡眠などの生活リズムの獲得など、「基本的生活習慣」が形成されることが望まれる。個別事例では、保護者の養育力に課題がある場合や、ネグレクトが疑われる例で、子どもが基本的生活習慣を家庭内で身につけることが困難であることが挙げられた。家庭での基本的生活習慣の形成が困難な事例で、保育所が子どもの基本的生活習慣の定着に大きな役割を果たしていることが確認された。

また、年齢に応じた基本的生活習慣の定着が難しいことの背景に、子どもの障害や発達障害を抱えていることがあると指摘された。

② 学童期（小学生）

学童期に入ると、他者との関わりを通して「自己肯定感」を育むことが望まれる。子どもの自己肯定感は、自信を持って成長し、本人の希望に向かって頑張る力、社会で自立していくために必要な力の土台となる。個別事例の子ども・若者は、自分に自信がない、まわりとの関わりが苦手、不安を感じている等、自己肯定感が低いという傾向がみられた。

一方で、学童期に自己肯定感が低くてもそれ以降で勉強がわかるようになったことや、部活動などに打ち込んだ経験から、自己肯定感が高まったという事例も挙げられた。また、個別事例の

子ども・若者の中で学習内容をあまり理解できていない例では、学習習慣がないことや、家庭の事情などで学校に通えないこと、障害や発達障害を抱えている等の背景があることが確認された。学校生活に適応できず不登校になる、夜間徘徊などにつながる事例も把握された。

③ 青年期（中学生・高校生）

青年期に入ると、将来の自らの生き方を考え、主体的に進路を決定していくこと、社会の中で自立するための力を養うことが望まれる。個別事例の中学生・高校生、学校に在籍していない若者で、将来の見通しや希望が見られないとされた例では、働くロールモデルが身近にないことで職業のイメージがわからない、努力をしているのに報われないという失望感があると指摘された。一方で、将来の見通しや希望があるとされた例では、本人が好きなことの延長にある職業や、身近な職業を希望している状況にあるということが挙げられた。

以上のとおり、個別事例の子ども・若者は、それぞれの発達段階に応じた望ましい発達が十分になされないまま、その後の段階でさらに困難を抱えるという悪循環となっている事例が少なからず把握された。また、個別事例の保護者については、自身が育った環境や、自身の親や配偶者からの暴力、自身の疾病や障害等の課題など、本人の意思や努力等によらない複雑な課題が並存する中で「貧困」に陥った事例が把握された。

（3） 支援体制のあり方

支援者のヒアリングから、「子どもの貧困」の多面性、各家庭の抱える生活課題の多様性、複雑性が把握された。これらの保護者や子ども・若者が抱える、根本にある課題を解決するには、個々の問題・課題を一つひとつ紐解いて解決していくという非常に地道な対応が必要であると考えられる。保護者への支援も含め、子どもや若者の発達段階に応じて、保健、医療、福祉、教育、雇用などの基盤となる制度の充実を図ることで、子ども・若者の発達の土台作りを重層的に支えていくことが重要である。

また、援助希求のない保護者や、SOSを発することのできない子どもを必要な支援につなげることが課題となっていることが把握された。困っている保護者や、子ども・若者が地域の中でSOSを出せるように、また、必要な方に支援が届くよう支援体制を強化することが求められる。

さらに、乳幼児期から学童期、学童期から青年期など、子ども・若者の発達段階で情報や支援が途切れることが生じうるという課題が明らかになった。子ども・若者の発達段階の切れ目や、個別の生活課題ごとに支援が分断されることがないよう、切れ目のない、横断的な支援を行っていくことが重要である。各支援機関の専門性と役割を活かし、子ども・若者の置かれた生活課題に応じて支援ができるよう、地域の中で支援者が連携するための仕組み（ネットワーク）を構築することが求められる。

川崎市子ども・若者生活調査 (支援者ヒアリング)

調査結果

平成 29 年 6 月

発 行 者	川崎市
編 集	川崎市こども未来局青少年支援室
	川崎市川崎区宮本町 1 番地 (川崎市役所第 3 庁舎 13 階)
電 話	0 4 4 (2 0 0) 2 6 6 8
F A X	0 4 4 (2 0 0) 3 9 3 1
E-mail	45sien@city.kawasaki.jp
